

ヤングケアラーとその家族に対する
包括的支援推進自治体モデル事業
に係る取り組み状況報告書
【2024年度調査】

令和7年8月

発行：日本財団

— 目 次 —

1 調査研究実施要領	1
1-1 調査目的.....	1
1-2 自治体モデル事業の概要	1
1-3 調査項目・内容	3
1-4 モデル事業の成果を検証するための項目の整理.....	4
1-5 モニタリング指標の分析	6
2 【長崎県大村市】取り組み状況調査	10
2-1 取り組み概要.....	10
2-2 2024 年度の実施状況調査	12
3 【愛媛県新居浜市】取り組み状況調査.....	36
3-1 取り組み概要.....	36
3-2 2024 年度の実施状況調査	38
4 【東京都府中市】 取り組み状況調査.....	53
4-1 取り組み概要.....	53
4-2 2024 年度の実施状況調査	56
5 まとめ.....	71

1 調査研究実施要領

1-1 調査目的

日本財団では、すべての子どもたちが子どもらしい時間を過ごし、子どもたちとその家族が安心して暮らせる社会の実現を目指し、ヤングケアラーとその家族に対する支援の推進を図る共同プロジェクト「ヤングケアラーとその家族に対する包括的支援推進自治体モデル事業」（以下「自治体モデル事業」という。）を実施している。

本事業を通じ、支援の成果、課題、子どもへの影響等を検証し、全国に同様の取り組みを広げていくために参考となるエビデンスの蓄積と、モデルの構築を行うことを目的に、自治体モデル事業に係る調査研究を実施する。

本 2024 年度調査においては、モデル事業開始 2 年目の 2024 年度の各自治体におけるヤングケアラー支援の実施状況を把握することを目的とする。今回は、2023 年度調査で設定した検証項目をベースに、2023～2025 年度の事業年度ごとに各自治体におけるモデル事業の成果をとりまとめ、定期的に事業の取り組み状況を把握・分析していく。

■調査研究実施主体：日本財団

■調査研究・報告書作成委託先：三菱 UFJ リサーチ & コンサルティング株式会社

1-2 自治体モデル事業の概要

1-2-1 背景

ヤングケアラーは、本来大人が担うと想定されている家事や家族の世話など、本人の年齢や成長の度合いに見合わない重い責任や負担を負うことで生活や学業へ影響があることから、実態の把握及び支援の強化が求められている。

2021 年 3 月、厚生労働省及び文部科学省が連携し、ヤングケアラーに関する検討を進めるため、「ヤングケアラーの支援に向けた福祉・介護・医療・教育の連携プロジェクトチーム」を立ち上げた。同年 5 月には、1. 早期発見・把握、2. 支援策の推進、3. 社会的認知度の向上の 3 本を柱とした今後取り組むべき施策についてとりまとめ、福祉、介護、医療、教育の関係機関が相互に連携し、一体となってヤングケアラーへの切れ目のない支援が行われるよう、こうした取り組みを早急に実行に移していくことを発表している。

ヤングケアラー支援における各都道府県や地方自治体の役割が重要となる中、日本財団では自治体の取り組みを支援し、すべての子どもたちが子どもらしい時間を過ごし、子どもたちとその家族が安心して暮らせる環境を社会として築いていくため、ヤングケアラーとその家族に対する支援の推進を目指す自治体との連携モデル事業を実施する。

1-2-2 モデル事業概要

(1)事業目的:『気づく・つなげる・支援する』

自治体と連携し、3年間でヤングケアラーに気づき、支援先につなげ、実際に支援を提供するモデルを構築する。また、支援につなげられなかった事例についても集積し、今後の支援の検討材料とする。

(2)協定先

- 長崎県大村市
- 愛媛県新居浜市
- 東京都府中市

(3)事業開始時期

2022年1月頃～2025年度末まで(約3年間)

- 1年目:2023年1(4※)月～2024年3月末
- 2年目:2024年4月～2025年3月末
- 3年目:2025年4月～2026年3月末

※東京都府中市との協定事業は、2023年4月～

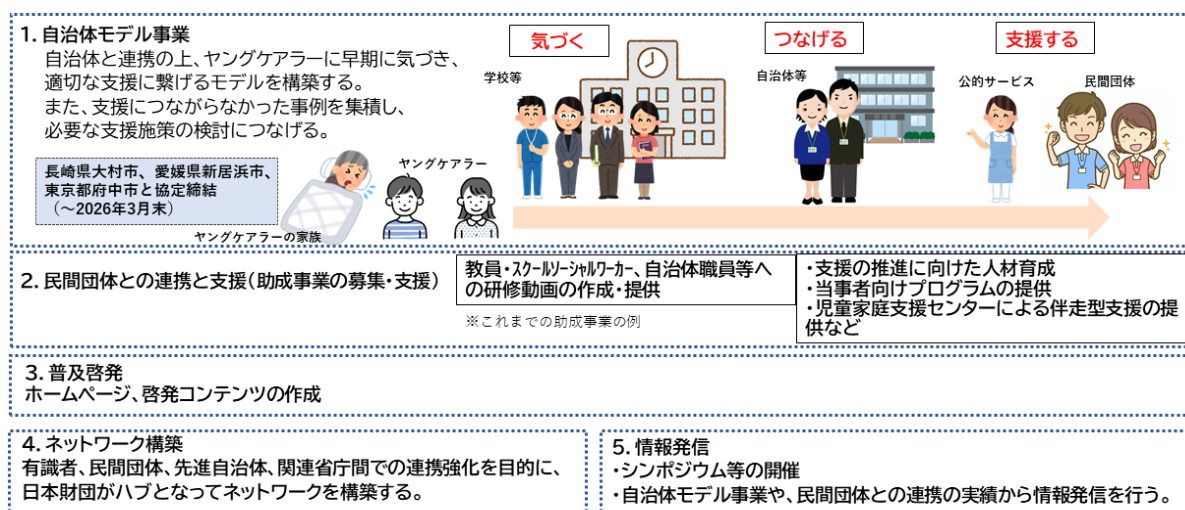
(4)実施事項

協定先の自治体地域において、下記のA)～D)の取り組みを行うことにより、ヤングケアラーに気づき、支援先につなげ、実際に支援を提供するモデルを構築する。また、支援につなげられなかった事例について集積し、今後の支援検討の参考とする。

- A) 自治体は、ヤングケアラーに関する相談(子ども自身からの相談を含む)に対応すること。また、その相談先を明示すること。
- B) 自治体は、小・中学校に周知、協力を依頼し、教員及びスクールソーシャルワーカーに対し、ヤングケアラーの概要や支援のつなぎ先等に関する研修を実施すること。
- C) 自治体は、ヤングケアラー支援の関係者(学校関係者、子ども福祉担当部署、地域包括支援センター、児童相談所、民間団体等を想定)によるヤングケアラー支援委員会の設置、あるいは、既存の児童福祉関係者等の集まる委員会や会議等の場において、ヤングケアラーへの支援に関し検討する機会を設け、支援の検討の場を明確化すること。
- D) 自治体は、相談窓口や協力先の学校において、ヤングケアラーの事例が報告された際に、前号で設置、または設定した委員会につなげ、支援計画の検討及び必要な支援の提供を行うこと。

日本財団は、協定を結んだ自治体の取り組みを支援するため、3年間、自治体においてヤングケアラーとその家族に対する支援を推進する民間団体に対し、助成による活動支援を行う。

図表 1-1 日本財団による取り組み事業



1-3 調査項目・内容

1-3-1 モデル自治体による取り組み状況調査

アンケート調査を実施し、3自治体における2024年度（2年目）の取り組み状況を把握した。

■アンケート調査

3自治体のモデル事業を構成する主体（自治体、自治体と連携し支援事業等を実施する民間機関）に対し、2024年度におけるヤングケアラー支援事業の実施状況、成果検証項目に関する現状等に関する情報・データを収集することを目的に、アンケート調査を実施した。

1-3-2 調査報告書の作成

3自治体のモデル事業の成果検証項目・方法、2024年度の取り組み状況を取りまとめた報告書を作成した。

1-4 モデル事業の成果を検証するための項目の整理

1-4-1 成果検証の目的

3年間にわたって実施されるモデル事業について、下記事項を明らかにすることを目的に成果検証を行う。

【成果検証の目的】

① 各モデル事業の進捗、成果の定点確認

事業の進捗・成果を定点確認することにより、成果が生じている／いない部分を浮き彫りにする。また、各年度の検証結果から、翌年度の取り組み課題の見える化を図る。

② 各モデル事業の成功事例(効果ある取り組み、実施方法等)の情報発信・共有

各自治体の取り組みにおける好事例や、課題とその克服方法を取りまとめることで、今後ヤングケアラー支援に取り組む自治体に参考となる情報を提供する。

1-4-2 成果検証の方針

成果検証の方針として、下記4点を設定した。

(1)事業工程別に成果項目を分類・体系化する

ヤングケアラーに「気づく」、「つなげる」、「支援する」という本モデル事業のフレームに基づき、事業工程別に成果項目を分類・体系化しながら、各モデル事業の進捗・成果を確認することとする。

図表 1-2 モデル事業の全体フレーム：「気づく」「つなげる」「支援する」

事業目的			
■ ヤングケアラーに気づき、支援先につなげ、実際に支援を提供するモデルを構築 ■ 支援につなげられた／つなげられなかった事例を集積、今後の支援検討の参考とする			
サイクル	①気づく	②つなげる	③支援する
課題	自覚がない、気づかない ・現状が普通と思い助けを求め辛い ・周囲も気づかない	支援につながらない ・適切なつなげ先がわからない ・家族全体を支援するためには多機関連携が必要	支援制度の不足 ・支援・サポート自体の不足
支援方針	ヤングケアラーに気づくための仕組みづくり	関係者間の連携強化のための取り組み	支援の提供 支援を増やすための取り組み
実施事項	・相談先の設置・明示 ・小中学校の教員、SSWへの研修実施	・ヤングケアラー支援委員会の設置 または ヤングケアラー支援検討の場の明確化	・左記委員会につなげる ・委員会で支援計画検討、支援提供を行う

(2)各モデル自治体の取り組み内容や目標を踏まえた構成・項目とする

3つのモデル自治体(長崎県大村市、愛媛県新居浜市、東京都府中市)の事業内容・取り組みを十分に把握した上で、個別のモデル事業の活動範囲を網羅しつつ、モデル事業間で共通する取り組みも踏まえながら、成果項目を設定した。

(3)モデル自治体事業の経年変化の把握を主目的とする

各モデル自治体が行き組む事業の経年変化を把握することを主目的とした¹。

(4)定量指標を中心に、定性情報も含める

各モデル自治体事業の取り組み状況の把握に必要な情報や継続的に取得できる情報(相談窓口への相談件数、自治体に報告される児童数、支援計画の作成件数等)については定量指標(データ)により把握するとともに、各モデル自治体事業の特徴や研修の効果、周知啓発の取り組み等について、定性情報により把握した。

¹ 成果項目構成上は、3つのモデル自治体間の横断比較も可能に見えるが、各自治体でヤングケアラーに関する課題や取り組み内容が異なること、取得できる情報・データ等の定義が異なること等から、単純に自治体間比較を行うことはできない。

1-5 モニタリング指標の分析

1-5-1 2023 年度調査からの指標の変更点について

(1) 本調査における指標区分・分類の説明

2023 年度(初年度)調査で用いる「モニタリング指標」において、指標項目の位置づけをより明確にするために、各指標項目について、インプット、アウトプット、アウトカムの 3 つの指標区分に整理している。それぞれの本調査における定義は以下の通りである²。

インプット(投入): 事業に投入される達成手段(予算、人員等)

アウトプット(活動結果): (インプットを用いて)直接実施した実績

アウトカム(成果): アウトプットによって、あらかじめ設定したターゲットに発生する効果

また、指標項目の分類として、①活動実績、②事業基盤、③意識、④実際のケース事例の 4 つの視点で分類をしている。

(2) 新規指標項目の追加

2024 年度調査において、2023 年度調査から、「ヤングケアラーやその家族、保護者などの支援対象者から寄せられた声や意見等」の指標項目を追加した。

² 参考資料 文部科学省文化審議会第 17 期文化政策部会(第 1 回)「資料 2-2 政策評価と行政事業レビューの連携について」(令和元年 6 月 14 日開催)
https://www.mext.go.jp/kaigisiryō/2019/06/_icsFiles/afieldfile/2019/06/13/1418012_04.pdf

1-5-2 モニタリング指標比較表

2024 年度調査において用いたモニタリング指標項目は次の通りである。

図表 1-3 (2024 年度調査)モニタリング指標項目一覧 ※以下表では、ヤングケアラーを YC と表記する。

分野	指標区分	視点	指標項目	備考	定量 データ	3市 共通
事業全体	アウトプット	②事業基盤	YC※支援で連携・協力できている組織、団体、庁内部署	会議体に参加している組織、団体のみに限らない		●
気づく	アウトプット	①活動実績	研修会の開催回数		○	●
	アウトプット	①活動実績	研修の参加者数(各回・対象ごと)		○	●
	アウトカム	③意識	研修会の効果	受講者へ簡易なアンケートを実施できる場合(無理に数値的にとらず、感想などの自由意見でよい)	△	●
	インプット	②事業基盤	相談窓口の体制	・人員数 ・相談員の資格等		●
	アウトプット	①活動実績	相談窓口への相談件数(モデル事業内での件数)	・合計数(延べ件数) ・窓口の種類(電話、SNS、対面等)ごとの内訳 ・相談ルートごとの内訳	○	●
	アウトプット	①活動実績	市民の YC 周知に向けた活動	広報誌等での発信、チラシを配布、ポスター掲示等の周知に係る活動		●
	アウトカム	③意識	市民の YC 認知度	(アンケート調査等を実施する予定があれば)	○	
	アウトカム	③意識	子どもにおけるヤングケアラーの認知や理解	ヤングケアラーの認知度や出前授業などでヤングケアラーについて学んだ後のヤングケアラー	△	

分野	指標区分	視点	指標項目	備考	定量 データ	3市 共通
				への理解の深まりなど(出前授業等を実施する場合。授業の感想等から)		
	アウトプット	①活動実績	自治体に報告される児童数(YC 以外含む)		○	●
	アウトプット	①活動実績	YC と思われる児童数	内訳として、モデル事業経由の児童数を報告	○	●
	アウトプット	①活動実績	YC と判断した児童数	内訳として、モデル事業経由の児童数を報告	○	●
つなげる	アウトプット	①活動実績	YC と判断した要対協登録児童数	内訳として、モデル事業経由の児童数を報告	○	●
	アウトプット	②事業基盤	YC 支援に関する関係者・部署との情報共有の体制	・個別ケース検討会議で情報共有する関係者 ・個別ケース検討会議以外の YC 固有の会議体がある場合は、会議体名と位置づけ、開催回数等		●
	—	④実際のケース事例	要対協に登録した YC の背景	幼いきょうだいの世話、家族の介護等の、YC になっている背景(YC の分類別人数)	○	●
支援する	アウトプット	①活動実績	YC 児童に関する支援計画※の作成件数	※要支援、要保護児童となった際に作成する支援計画	○	●
	アウトプット	①活動実績	YC 児童に関するサポートプラン※の作成件数	※支援者が子どもや保護者の意向を聞きながら作成した計画	○	●
	アウトプット	①活動実績	YC 児童に関して、支援計画、サポートプラン以外の計画※作成件数	※YC 支援で上記の支援計画、サポートプラン以外の類似の計画を作成している場合の件数	○	●
	アウトプット	①活動実績	支援計画等の策定に至らない児童に対する対応			
	アウトプット	①活動実績	YC と判断した児童のうち、支援(介入・		○	●

分野	指標区分	視点	指標項目	備考	定量 データ	3市 共通
			諸手続き等の具体的なサポート)を行えたケース数			
	アウトプット	①活動実績	要対協登録児童数のうち、話ができている YC 支援対象児童数		○	●
	アウトプット	①活動実績	要対協登録児童数のうち、話ができている YC 支援対象家族数		○	●
	インプット	②事業基盤	(居場所)運営体制	設置箇所数、運営主体、人員(人員数、資格保持)等		
	アウトプット	①活動実績	(居場所)運営状況	開設時間、実施内容等		
	アウトプット	①活動実績	(居場所)利用者数(YCに限らない)	実人数	○	
	アウトプット	①活動実績	(居場所)うち YC と思われる児童数		○	
	アウトプット	①活動実績	(居場所)YCと思われる児童について、関係者への情報共有や支援へつないだ件数		○	
	アウトカム	④実際のケース事例	YC やその家族、保護者などの支援対象者から寄せられた声や意見等(*新規)			●

2【長崎県大村市】取り組み状況調査

(人口:98,658人³、年少人口:15,290人⁴、面積:126.73 km²)

2-1 取り組み概要

2-1-1 モデル事業 実施体制

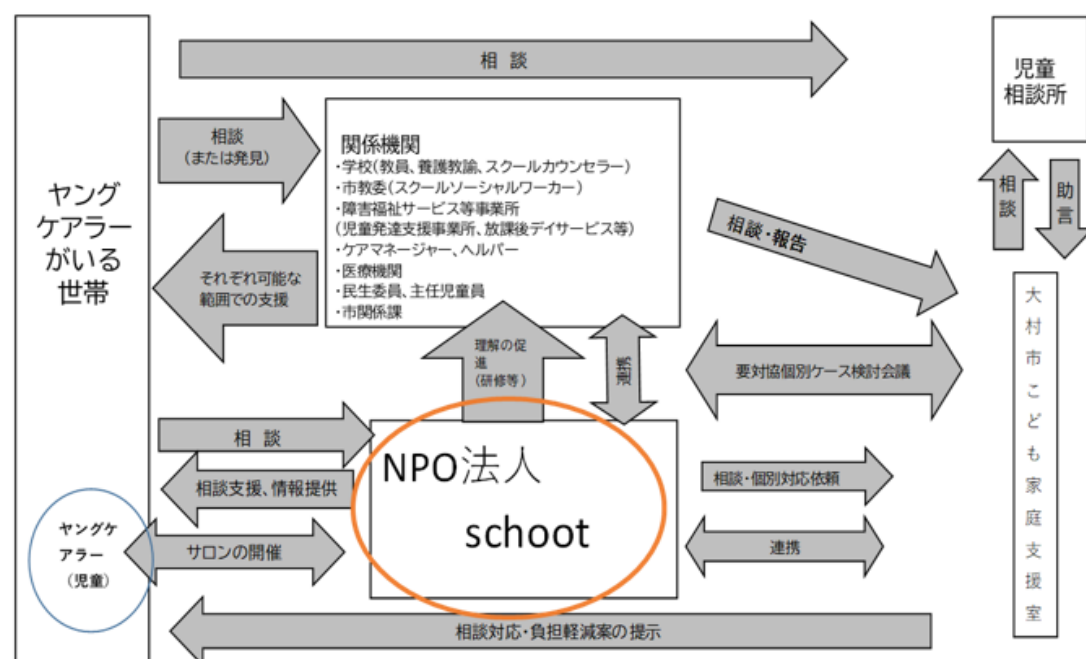
(1) 事業概要

事業名:ヤングケアラーと家族を支援する自治体モデル(大村市)

支援対象団体名:NPO 法人 school

事業概要:NPO 法人 school を中心として、学校や教育委員会、医療機関等の関係機関、大村市こども家庭支援室と連携を行いながら、ヤングケアラーの発見、相談、支援を実施していく。

図表 2-1 モデル事業概要図



資料:大村市

³ 令和5年12月末時点。

(<https://www.city.omura.nagasaki.jp/jyuumin/shise/shokai/toke/jinko/kihondaicho.html>)

⁴ 令和5年12月末時点。

(<https://www.city.omura.nagasaki.jp/jyuumin/shise/shokai/toke/jinko/kihondaicho.html>)

(2)支援方針(支援対象者の設定・定義)

- 一般社団法人日本ケアラー連盟が定義している「ヤングケアラー」を支援対象としている。
- 一方、居場所「まつなぎや」においては明確な対象を定めず、すべての児童または若者を対象とし、間口を広げている。

(3)支援体制(図表 2-1 参照)

- 市こども家庭課との連携の下、school は、ヤングケアラーからの相談受付・対応、居場所の開催・提供、学校・障害福祉サービス等事業所・医療機関等の関係機関との連携によるヤングケアラーの早期発見、市への報告と要対協への参加、支援の検討・実施等の役割を担う。
- 市こども家庭課では、school や関係機関等からヤングケアラーに係る相談・報告を受け、アセスメントを行うとともに、要対協への登録(要保護児童の場合)、児童相談所との連携、ヤングケアラー児童・家族への支援対応等を行う。

2-1-2 モデル事業の目的・期待効果(※モデル事業開始時点)

(1)目的・目標

- ヤングケアラーの早期発見、早期介入を図ることを目的に、下記の事項が目指されている。
- ヤングケアラー当事者が身近に感じ、フランクに相談できる場として、ヤングケアラーに特化した相談窓口と居場所を NPO 法人が設置し、ヤングケアラーへの相談・支援に対応していくこと
- ヤングケアラー当事者や家族等から受け付けた相談に対し、NPO 法人、市、関係機関がともに対応していくこと

(2)期待効果

- ヤングケアラーへの理解が全体的に深まることで、児童がちょっとした違和感や「もしかしたら」に気づき、状況が重篤化する前に早期に誰かに相談できるようになること
- 支援に入っている、関わっている大人が、「家族全体を支援する」視点を持ち、早期に発見・介入ができること
- 各分野の専門職がつながりを持ちながら、支援を展開できること
- 関わっている機関が支援会議を開き、保護者・本人とともに、支援計画を立て、支援が行えること
- 家族全体を包括的に見てコーディネートできる機関(人)が機能すること

2-2 2024 年度の実施状況調査

2024 年度のモデル事業の活動状況について、下記に整理する。

2-2-1 モデル事業の連携基盤について

- 2024 年度時点で、モデル事業において、ヤングケアラー支援で連携・協力できている庁内部署、また庁外の組織や団体は以下のとおり。
- 新たに、向陽高校、活水女子大学看護学部、訪問看護事業所、大村市民病院と連携できている。

図表 2-2 連携・協力できている組織

庁内部署	人事課、男女いきいき推進課、収納課、市民 110 番、市民課、福祉総務課、国保けんこう課、保護課、長寿介護課（地域包括支援センター）、障がい福祉課、こども政策課、こども支援課、三城保育所、放虎原こども園、建築課、水道業務課、学校教育課
各組織・団体名	県央児童家庭支援センター、大村市社会福祉協議会、長崎地方法務局諫早支局、長崎こども・女性・障害者支援センター、長崎県県央保健所、大村警察署、市内小中学校、大村高校、大村城南高校、大村工業高校、向陽高校、活水女子大学看護学部、社会福祉法人光と緑の園、大村椿の森学園、大村市医師会、大村東彼歯科医師会、長崎医療センター、大村市保育会、大村市民生委員児童委員協議会連合会、大村市青少年健全育成連絡協議会、大村市 PTA 連合会、長崎県弁護士会、長崎県相談支援専門員協会、大村市ケアマネ協議会、長崎県 MSW 協会、訪問看護事業所、大村市民病院

(参考)2023 年度連携・協力できている組織

庁内部署	人事課、男女いきいき推進課、収納課、市民 110 番、市民課、福祉総務課、国保けんこう課、保護課、長寿介護課（地域包括支援センター）、障がい福祉課、こども政策課、こども支援課、三城保育所、放虎原こども園、建築課、上下水道局、学校教育課
各組織・団体名	県央児童家庭支援センター、大村市社会福祉協議会、長崎地方法務局諫早支局、長崎こども・女性・障害者支援センター、長崎県県央保健所、大村警察署、大村市校長会、大村高校、大村城南高校、大村工業高校、社会福祉法人光と緑の園、大村椿の森学園、大村市医師会、大村東彼歯科医師会、長崎医療センター、大村市保育会、大村市民生委員児童委員協議会連合会、大村市青少年健全育成連絡協議会、大村市 PTA 連合会、長崎県弁護士会、長崎県相談支援専門員協会、大村市ケアマネ協議会、長崎県 MSW 協会

2-2-2「気づく」に関する活動状況

(1)意識啓発等を目的とした研修会等の実施状況

① 実施内容

- 2024 年度の研修は、教育関係者、介護・福祉事業者、行政職員、支援者等を対象にした研修のほか、市民、高校生を対象にしたヤングケアラー支援に関する研修を以下のとおり実施した。計 10 回実施し、延べ参加者数は 574 人であった。

図表 2-3 2024 年度研修会の実施状況

回	時期	主な対象者	研修内容	参加者数
1	R6.4	<u>教育関係者向け研修</u> (大村市心の相談員向け)	ヤングケアラーについて	18 人
2	R6.4	<u>介護・福祉事業者向け研修</u> (長崎県 MSW)	ヤングケアラー支援について～ 知識を深め実践に活かす～ ※研修効果:図表 2-4-1 参照	7 人
3	R6.6	<u>支援者向け研修</u>	「ヤングケアラーピアサポートについて考える」 「ケアラーワークス」との公開合同 学習会 ※研修効果:図表 2-4-2 参照	42 人
4	R6.9	<u>行政職員向け研修</u> (大村市役所向け)	「ヤングケアラー支援における自治体に求めること」 ※研修効果:図表 2-4-3 参照	23 人
5	R6.9	<u>市民向け研修</u>	ヤングケアラー支援 ～いま私たちにできること～ YC 映画「夕焼け」上映 ※研修効果:図表 2-4-4 参照	4 人
6	R6.10	<u>行政職員向け研修</u> (市外 長崎市役所)	まつなぎや実践報告 ※研修効果:図表 2-4-5 参照	13 人
7	R6.10	<u>地域包括支援センター等向け研修</u> (市外 雲仙市)	「ヤングケアラー支援における介護支援専門に求めること」 ※研修効果:図表 2-4-6 参照	30 人
8	R6.11	<u>大村市明日を作る女性の会</u> <u>向け研修</u>	ヤングケアラーについて まつなぎやの紹介	9 人
9	R6.11	<u>大村城南高校生徒向け研修</u>	ヤングケアラー支援を通してサポートを求める大切さを知ろう ※研修効果:図表 2-4-7 参照	403 人

10	R7.1	介護・福祉事業者向け研修 (大村市ケアマネ協会)	ヤングケアラー支援における介護支援専門員に求めること ※研修効果:図表 2-4-8 参照	25 人
----	------	-----------------------------	---	------

(参考)2023 年度研修会の実施状況

回	時期	主な対象者	研修内容	参加者数
1	R5.6	介護・福祉事業者向け研修	「ヤングケアラー 身近にいる大人ができること」	30 人
2	R5.7	関係者向け研修 民生委員、児童委員	「ヤングケアラー 身近にいる大人ができること」	80 人
3	R5.8	教育関係者向け研修	「ヤングケアラー 支援とその実務」	9 人
4	R5.8	教育関係者向け研修	「先生に知って欲しい ヤングケアラーの支援について」	25 人
5	R5.9	関係者向け研修 主任児童委員、児童委員	「ヤングケアラーの説明と居場所の重要性について」	23 人
6	R5.11	関係者向け研修 児童委員協議会 ※東彼杵町	「ヤングケアラーの支援について」	19 人
7	R6.2	医療 SW 向け研修	「ヤングケアラー支援について知識を深め実戦に活かす」	30 人

(参考)モデル事業前の状況(R4.1～12)

回	時期	主な対象者	研修内容	参加者数
1	R4.12	教育関係者向け研修 小中高等の管理職・相談部担当者、市教育委員会	ヤングケアラーの概要等の講義	34 人

② 研修効果

- 研修効果については、以下のとおりである。

図表 2-4 研修会参加者へのアンケート結果

2-4-1. 長崎県 MSW 対象研修(令和 6 年 4 月開催) (回答数 7 件)

■受講する前のヤングケアラーの認知度

(1)ヤングケアラーの言葉を初めて聞いた	0.0%
(2)ヤングケアラーの言葉のみ知っていた	14.3%
(3)ヤングケアラーの言葉と意味を知っていた	85.7%
(4)ヤングケアラーの言葉の意味、支援方法まで知っていた	0.0%

■受講内容の感想

(1)特によかった	57.1%
(2)よかった	42.9%
(3)あまりよくなかった	0.0%

■理解度

(1)よく理解できた	85.7%
(2)おおむね理解できた	14.3%
(3)あまり理解できなかった	0.0%

■感想やご意見

- ・今後より多くの他職種がかかわることが大事だと思うので、また研修をして欲しい。もっと多くの人を巻き込んでいけたらと思う。
- ・ゆるくつながることの意義が理解できました。一緒に頑張っていきたいです。
- ・本人にヤングケアラーの自覚がなかったり、自分から言い出せないことが難しい問題だなと感じました。患者本人だけでなく、家族にも目を向けて支援の必要性を考えていきたい。
- ・早期発見の難しさを感じた。プライバシーを守りつつ、社会に周知してもらうことが重要。負担と使命感の線引きなど、個別性が強い分野と感じた。
- ・ゆるく見守るということに、ヒントをもらったと思います。当事者の子というか、そのご家族や支援者にヤングケアラーと言葉を出して、皆が認識することが大切かなと思いました。
- ・ヤングケアラーの言葉と意味は知っていても、内容は分からなかったの知れてよかった。長崎県ケアラー支援条例も初めて知った。この研修を通して支援の輪が広がればいいなあと思いました。
- ・まだまだ支援する制度や機関が整備されていないからこそ、ソーシャルワーカーとして声を上げ支援に必要な社会資源を生み出すきっかけを作れたら良いなど感じた。

2-4-2.「ケアラーワークス」との公開合同学習会(令和6年6月開催)

■感想やご意見 ※記載の文章については、一部加工しております。

- ・どのように情報を伝えるのか、関わり方は様々であり、画一的にやろうとせず、積み重ねることが大事だと思いました。
- ・ヤングケアラーであるという認定よりも、ケアラーがどんなことに困っているのか？どんな支援を必要としているのかという方が大切だと気づかされました。最も大切なのはケアラーの心のケアなのだと。
- ・中学1年生の担任をしています。大人として、担任として、心を繋ぎ止めるのに必死にならないと大変なヤングケアラーの子がクラスにいます。(中略)その子どもの心理的サポートまでは、全く手が届いていない状況です。一番身近にいる大人として、「共にいる」ことで、心の声をきき、何とか支援していきたいと思いました。難しいですが・・・ピアサポート、仲間づくり、居場所づくり、人権教育が大切だと思います。
- ・実際にケアを担った方の話を聞く機会をありがとうございます。YC・若者ケアラーが提案する(レスパイト型のケアを担う人が安心してケアを手放せる時間を得るため必要なことなど)それぞれへの支援方法を周囲が実行していく大切さを知ることができ、改めてYC 本人からニーズを得ること、またそのために、YC 本人との関係性を構築していくことの重要性を確認いたしました。YC だからではなく、子ども若者と繋がりを持つことで、子どもが困りごとを安心して話せる相手になる。周囲への子どもへの気づきの意識向上の必要性をより広く社会的に周知していきたいと思います。
- ・ありがとうございました。当事者の声はやはり気づきがあり、学びになります。ヤングケアラーという枠にこだわらない啓発・支援ということを考えました。
- ・早速、気になる子のことについて、管理職、各関係機関に相談し、少しずつ少しずつ、子どもたちのためのサポートができればと思いました。自分にできることは気づくこと、そっと寄り添うことかなと感じました。今日は貴重な時間をありがとうございました。次回もお願いします。
- ・「共にある」は一方的なものでは成り立たないと思いました。サポートをする、したい側がいくら手を差し伸べても本人たちが気づかないと握り返してもらえない。では気づいてもらうためにはどうしたらいいのか。SNS や学校などの機能や公共施設からの発信もありますが、その他にも友達や近所の方からの助言も有効かと思います。やはり人と人のつながりが一番で現状では希薄になっているのが残念です。そういった「時代の流れもありながら」の中自ら立ち上がり発信していただいているケアラーワークスさんや schoot さんの活動はとても貴重だと思います。ぜひ発信を続けていただいて「まっなぎや」さんのような子どもたちの第3の居場所づくりや気づき・支える、共にある人との輪を広げていってもらえたらと思います。今回の研修受講者へその種はまかれていますよ！
- ・「タイミングを待つ」印象に残りました。ヤングに縛られることなく行政は高齢・障害・教育多方面に関わるのが大事だと感じました。子どもの目線！！

- ・ケアラー支援条例が施行された長崎県の取り組みにも取り入れてほしい提案もあった。ケアラーが諦めなくて良い支援につながると良いと思いました。不登校の子ども的心に入り込むことの難しさを感じました。まつなぎやさんの頑張り、是非とも応援したい気持ちになりました。皆様の熱意が大いに感じられました。
- ・ケアラーの「諦めたことはありますか？」の問いは心をほぐしてくれるワードになると思いました。全方位も沁みると思う。

2-4-3. 大村市役所職員向け研修(令和6年9月開催)(回答数 21 件)

■ 講義内容の感想

(1)特に良かった	6 件
(2)よかった	10 件
(3)普通	5 件
(4)あまりよくなかった	0 件

■ 理解度

(1)よく理解できた	11 件
(2)おおむね理解できた	10 件
(3)あまり理解できなかった	0 件

■ 研修時間の長さ

(1)通常	21 件
(2)短い	0 件
(3)長い	0 件

■ ヤングケアラーについて貴部署でどのような支援が可能か。

- ・ヤングケアラーという言葉や内容を周知し、認知度を上げていく支援は可能。
- ・定期的な研修を続け、他部署との共有をしていくことも支援につながると思う。
- ・身近な相談先の周知や明確化、関係機関へのつなぎは担えるかと思う。
- ・広報(ポスター、チラシなど)
- ・従業員(職員)の勤務への配慮、支援、働きやすい環境づくり
- ・各種サービスの利用の提案
- ・ヤングケアラーについての理解の上、給付金等の経済的支援の情報提供
- ・家族の状況の把握

■ 感想やご意見

- ・具体的な事例があった方がイメージしやすいと感じた。
- ・知らないこともあり、参考になった。
- ・他人事と思わず、何をすべきか考えたい。
- ・視野を広くもって業務にあたりたい。
- ・ヤングケアラー実態調査はどのように行うのか。
- ・調査対象者や調査期間は事前に保護者などには通知はなく、学校を通じて調査対象者に対して調査するのか。

- ・まっなぎやの利用において、利用者の状況など知りたい。
- ・今回の講話では具体的に何ができるか分からなかった。
- ・ケアラーの方への声のかけ方、どこまで介入して良いか機会があれば教えてほしい。

2-4-4. 大村市民向け研修(令和6年9月開催)(回答件数4件)

■ 受講前のヤングケアラー理解度

(1)言葉も意味も知らない	0.0%
(2)言葉のみ知っている	0.0%
(3)言葉の意味は知っている	100.0%
(4)言葉と意味、支援方法まで知っている	0.0%

■ 受講後のヤングケアラー理解度

(1)ヤングケアラーについては、以前から理解していたので同じ	0.0%
(2)ヤングケアラーについて、理解が深まった	50.0%
(3)ヤングケアラーについて、理解が深まり支援方法まで理解できた	50.0%

■ 周りにヤングケアラーはいるか

(1)いる	25.0%
(2)いない	75.0%

■ ヤングケアラーはどのような状況でどんなところが気になるか

- ・母子家庭で母親が精神的に不安定。
- ・リストカットなどするので、子が母に気をつかう。
- ・不登校になっていた。

■ ヤングケアラーに対してどんな支援ができるか

- ・話し相手になる
- ・一緒に遊ぶ、勉強する
- ・今日のことを誰かに話す、知ってもらう
- ・何ができるか分からない

■ 感想やご意見

- ・間口を広く、束縛感のないところがとてもよいと思った。
- ・不登校も含め、困っている苦しんでいる子どもは多い。また、困っていなくても、子ども達の状況は、問題が多いと思う。いろいろな形で、子ども達の自由な成長を促すような活動が広がって欲しい。
- ・お話を聴けて良かったです。誰からも「助けて」を声に出すことは難しいと思います。誰かとつながることが大切だと思っています。ありがとうございました。
- ・言葉として最近よく聞くようになり、しっていたが、今日の話で具体的なことが少し分かった。

2-4-5. 長崎市役所職員向け研修(令和6年 10 月開催)(回答件数 13 件)

■ 受講前のヤングケアラー理解度

(1)言葉も意味も知らない	0.0%
(2)言葉のみ知っている	0.0%
(3)言葉の意味は知っている	38.5%
(4)言葉と意味、支援方法も知っている	61.5%

■ 受講後のヤングケアラー理解度

(1)受講前と同じ	0.0%
(2)ヤングケアラーについて、理解が深まった	61.5%
(3)ヤングケアラーについて、理解が深まり支援方法まで理解できた	38.5%

■ 周りにヤングケアラーはいるか

(1)いる	23.1%
(2)いない	76.9%

■ ヤングケアラーはどのような状況でどんなところが気になるか

- ・保護者の看病、介護を子が行っているが、親・子どもに、それが当たり前になっており、こちらからの各種支援の必要性を感じていない。
- ・仕事上で関わっており、本人にケアラーの認識がどこまであるかが気になる。

■ ヤングケアラーに対してできること

- ・対象となるような子がいたら、よく話を聞いて支援先につなぎたいと思う。
- ・官民間わず、さまざまな部局、団体が行っている支援を紹介すること及び、それらの各支援間の連携を図ること。
- ・気づき(発見)の啓発、そのためのシステムやツールの開発(相談アプリ等)を自治体として推進
- ・つなぐことと、関係部局と連携して見守ること。
- ・こどもからの相談対応
- ・今の状態が普通でないことをしっかりと伝えていくこと。
- ・ケースのアセスメント、相談対応、支援機関への連携
- ・関係各課や支援機関へつなぐ
- ・発見、関係機関と対応、必要なサービス導入等
- ・現在長崎市で実施している重層事業において、多機関型地域包括支援センターが、課題をヤングケアラーを含めた世帯全体で捉えて、関係機関が連携しあって支援できるよう体制を整えていく。
- ・ケアの負担を減らすよう支援するとともに、関係機関と連携する。さらに精神的な支援を行う。
- ・要保護児童地域協議会の活用
- ・支援へのつなぎ

■感想やご意見

・想像以上にヤングケアラーが多く、世話を始めた年齢が低いことに驚きました。個人的に、単純なお手伝いとヤングケアラーの線引がよくわからないと感じています。
・他市とはいえ、ヤングケアラー、健全育成支援の具体的な取り組み事例を知ることができて非常に有意義な時間となりました。
・国・県の動向をシェアできたとともに、まつなぎやにおける最前線のリアル状況を知ることができた。さらに、各関係団体と協議できたことが大変有意義であった。
・支援には時間がかかること、粘り強く関わることで道はひらけること。連携の大切さを改めて認識しました。調整ありがとうございました。
・ヤングケアラーの支援方法を学ぶことができました。定期的に研修を受けたいと思いました。
・貴重なお話を聞かせていただき、ありがとうございました。
・長崎市の支援の充実のため今後も様々な支援機関の皆様との連携や資源の開発が重要であると感じました。
・前任校でも月に1回生活アンケートを実施していましたが、ほとんど報告はあがってこなかったもので、学級に1～2名ヤングケアラーがいるとのお話を聞き驚きました。当事者が声をあげづらいからこそ、子どもたちのそばにいる大人や教職員が気づいてあげることの大切さや必要性を感じました。
・まつなぎやさんを実際見学させていただきたいです。今回はありがとうございました。
・今後のための参考になりました。
・大変参考になりました。ありがとうございます。
・ヤングケアラーの支援のあり方について理解が深まった。
・大変勉強になりました。また開催していただいていると意見が出し合える会議になればいいと思います。ありがとうございました。

2-4-6. 雲仙市地域包括支援センター等向け研修(令和6年10月開催)(回答件数30件)

■受講前の理解度

(1)言葉も意味も知らない	0.0%
(2)言葉のみ知っている	8.0%
(3)言葉の意味は知っている	92.0%
(4)言葉と意味、支援方法も知っている	0.0%

■受講後の理解度

(1)受講前と同じ	0.0%
(2)ヤングケアラーについて、理解が深まった	72.0%
(3)ヤングケアラーについて、理解が深まり支援方法まで理解できた	28.0%

■周りにヤングケアラーがいるか

(1)いる	0.0%
(2)いない	100.0%

■ヤングケアラーはどのような状況で、どんなところが気になり心配か

- ・デイサービスの送りの時に、いつも中学生くらいの子が出迎えてくれているという話を知人から聞いたことがある。
- ・ヤングケアラーが相談出来る窓口を作り、早めの対応。
- ・普段より生活についての相談を受けていたり、客観的に見て支援が必要か判断し、専門機関と連携して支援に加わる事ができる。
- ・発見や気づきをする事、それを本人の為の支援に結びつけること。
- ・悩んでいる家族の良きアドバイザーになり、関係機関への受け渡しができる。
- ・ヤングケアラーと直接話することができる立場であると思いますので、その時はケアラーが安心して自分の事を話せる環境を作りたいと思います。そして関係機関に繋げていきたいと思います。
- ・本人、家族の思いを聞き出し、抱え込む事ではなく社会で支えるシステムがある事を伝え、様々な情報提供、相談窓口を提示する。
- ・職業的にヤングケアラーは利用者の家族になるのかと思う。どのようにかかわるかは、すごく難しいと思うが、まずは寄り添い、話をしてもらえような関係を築いていければと思う。
- ・家族の情報を聞き取る時に子供さんの役割などの聞き取りを行う。まずは実態を知り、どこかにつなぐ支援まではできると思います。
- ・まずは気づくこと。そしてできるだけ気持ちをくみ取り必要な場所へつなぎができれば
- ・事業所内での情報共有。発見時に関係部署への報告
- ・担当ケースにヤングケアラーがいるという意識に関わること、主介護者だけではなく、他の家族の生活も成り立っているのか、アセスメントする。ヤングケアラーに気づいたら、関係機関につなぐこと。
- ・居宅介護支援を担当する本人のみの状況を把握して支援するのではなく、家族全体をアセスメントする視点を持ってニーズの把握を行っていくこと。そのため、まずは本人のみならず、家族全体との信頼関係を構築していけるようにならなければ行けないことを再確認しました。ヤングケアラー他、家族の課題を感じたときには、家族の課題に対してもアプローチし身近な相談相手となり、必要時には他機関へ繋げる、連携を図るようにします。

■感想やご意見

- ・実際にこのような事例を発見した場合、すみやかに連携してサポートしたい。
- ・県内のヤングケアラー支援の現状が分かって良かったです。アセスメントシートがあることも知らなかったので受けて良かったです。ケアマネさんと連携の中でケース会議の主催などケアマネさんから求められていることもわかったので参加して良かったです。普段から顔の見える関係性、相談しやすい関係性を築いていくことも今からできる支援のひとつではないかと思います。参加させていただきありがとうございました。
- ・初めてヤングケアラーの研修を受けたが、そもそもヤングケアラーというものがどういったものなのかが理解できてよかった。相談窓口がどこにあるのか、相談相手が誰にな

るのがわかった！

- ・ヤングケアラー支援についての研修は、初めてだったので、勉強になりました。今後は担当ケースにヤングケアラーがいるという認識で関わっていきたいと思います。主介護者だけでなく、他の家族の生活も成り立っているのかをアセスメントする必要性、気づいたときにつなぐ事など、学びの多い研修でした。ありがとうございました。
- ・自分の思い込みで、ヤングケアラーと判断せず、アセスメントシートを一つのツールとして客観的な視点で関わっていきたいと思いました。貴重なお話ありがとうございました。
- ・事例に遭遇したことがなかったが、そういう目線がなかったから気づかない事例もあったのではないかと反省した。今後はそういう視点をもって取り組んでいきたい。
- ・ヤングケアラーと言葉だけはしているが、実際に対象の方に気づくことができておらず、支援方法など後回しに考えていた。今後、把握した際にはすぐに必要な支援に取り組めるよう精進していきたい。
- ・介護支援専門員にもヤングケアラー支援について求められることや、できることが多くあることを今回の研修で学ばせていただきました。今後の業務においてヤングケアラーの課題がないか？その点も意識して、高齢者支援に努めていきたいと思います。
- ・ヤングケアラーについての理解が深まった。今後、支援に入ったときに家族についても観察が必要だと感じました。
- ・少子高齢化など、時代背景とともに生活様式は多様化しており、それとともにクライアントが抱える課題は多様化、複合化、複雑化していることを改めて実感しました。私たち居宅介護支援事業者は計画作成担当を行う利用者様宅については日頃からの介護保険の業務で訪問を行っているため、このような生活課題に対してアウトリーチをかけやすい立場にあると思います。また、国の政策としても、私たちケアマネージャーにその役割を期待していることを学びました。
- ・家庭に入り相談支援を行う者として、ヤングケアラーのように、その家族が他者に相談出来ず抱える悩みに手を差し伸べ、しかしでも解決の糸口、光を示せるような相談支援者になりたいと思いました。

2-4-7. 大村城南高等学校(令和6年 11 月開催)(回答件数 403 件)

■ヤングケアラー認知度

(1)知っていた	55.7%
(2)知らなかった	44.3%

■受講後のヤングケアラー理解度

(1)分かった	93.1%
(2)分からなかった	6.9%

■家の中に世話をしている人がいるか

(1)いる	10.5%
(2)いない	89.5%

■学校のことや家族のことなどでの困りごとや悩みを話せる大人はいるか

(1)いる	81.0%
(2)いない	19.0%

■感想やご意見

- ・何か悩むことがあれば、1人で抱え込まず周囲の人に相談することが大切だと分かった。まつなぎやという施設を知って、悩んだり居場所がなくなったりしたときには、積極的に利用したいと思った。
- ・ヤングケアラーは元々知ってはいたが、内容を詳しく知っているわけではなかったの、理解することができてよかったです。悩みを話せる大人はいても話そうと思っていなかったけど、話してもいいことが分かった。
- ・中学校ぐらいの時に両親が共働きで姉は高校生だったから帰りが遅かったので、家の手伝いばかりしていた。母親から「ヤングケアラーみたいやね」って言われたことを覚えています。自分は「いや全然」と否定したことを覚えています。実際今回の話を聞いてみてどうだったんだろうと疑問に思った。
- ・ヤングケアラーという言葉は聞いたことがあったが、実際にどういうことを言うのかは詳しくは知らなかった。今回の講話を通して、お手伝いとヤングケアラーの違いや、困っていたら悩まず相談しに行くこと、行きづらかったら電話でもいいこと、相談しづらかったら周りの大人を頼ることを知ることができた。一人で抱え込まないことが何より大事だと分かった。
- ・今回の講話を聞き、ヤングケアラーという言葉は知っていましたが、詳しくは知らなかったもので色々なことが知れて良かったと思います。今はまわりに困っている友達はいませんが社会に出た時に困っている人の力に少しでもなれるような大人になりたいと思いました。
- ・今回の話を聞いて、父の過去の話を出して、「お父さんってヤングケアラーだったんだ!!」と知り、父のことを改めて尊敬しました!!ヤングケアラーでもいろんな支援が今はあるので安心できる世の中だなと知りました!!お忙しい中、ありがとうございました!!
- ・今回の講話を聞いてヤングケアラーは家族の介護をしている若者だけではなく、通訳をしたり、家事をしなければならない状態の人など幅広い人が含まれるということが分かりました。ヤングケアラーでなくても、困ったときに相談できるというのは、とても大事なことだと思うので、色々な相談場所を自分が困ったときに活用していきたいと思いました。
- ・いつもお世話になっているまつなぎやさんでヤングケアラーという言葉は知っていたけど、どういうことなのか詳しいことは知らなかったので今日知ることができて良かったです。
- ・ヤングケアラーについて詳しく知ることができました。自分自身家族手伝いをすることは多いです。また相談する相手がいることで変わってくることもあるんだなと思いました。ヤングケアラーについて知ることができて良かったです。
- ・ヤングケアラーとお手伝いの違いが分かりました。困ったときには、相談をして、心や体

が軽くなれるように相談したいと思います。自分が生まれたのは奇跡だと心にずっと思
い、これからもずっと自分を大切にしていきたいです。
※その他、回答者自身の過去・子ども時代のケア経験に関するコメント等も寄せられた

2-4-8. 大村市ケアマネ協会向け研修(令和7年1月開催)(回答件数25件)

■受講前のヤングケアラー理解度

(1)言葉も意味も知らない	0.0%
(2)言葉のみ知っている	20.0%
(3)言葉の意味を知っている	75.0%
(4)言葉と意味、支援方法まで知っている	5.0%

■受講後のヤングケアラー理解度

(1)ヤングケアラーについては、以前から理解していたので同じ	0.0%
(2)ヤングケアラーについて、理解が深まった	65.0%
(3)ヤングケアラーについて、理解が深まり支援方法まで理解できた	35.0%

■周りにヤングケアラーがいるか

(1)いる	65.0%
(2)いない	35.0%

■ヤングケアラーに何ができると思うか

- ・まずは気づく、そして声をかける。
- ・悩みや愚痴の傾聴
- ・まつなぎやさんの様な支援事業者を紹介や、必要な方にお伝えをする。
- ・相談を聞く。
- ・まつなぎやみみたいなヤングケアラーの子を繋ぐ場所や支援の方法を学ぶ。
- ・関係機関に相談すること(勝手にではなくよく話して)
- ・ヤングケアラーが感じていることや悩み事を一緒に考えたり、必要な情報を集めたりして支援を行い、寄り添い考えていく。
- ・困っていることを聞き、関係機関につなげる。
- ・一緒に考えることくらいは出来ないかな?と思います。
- ・視野が広げられるよう、関係機関や他職種につなげることはできると思う。
- ・いろんな方に聴いて欲しいと思いました。
- ・ヤングケアラーについて、理解を深める事が出来ました。またこの様な研修を開いていただきたいです。
- ・ヤングケアラー名前やどんな状況かは理解していたつもりでしたが、研修を受けて自分が出来ることを考え、また、支援方法理解できたので、色んなケースの中で提案して子供達も含め地域支援が出来たらと思いました。
- ・広報が必要と感じた。
- ・不登校で家のお手伝いをしている子どもと家のことをしないといけなから学校に行けない子を見極める必要があると感じた。

- ・ヤングケアラーとお手伝いの境目がよく分からなかったが、「今日お手伝いを自分がするかしないか決められる」という説明をきいてとてもよく理解できました。
- ・とても良い勉強になりました。介護の視点に凝り固まらず、広い視野で見ていくことが必要だと感じました。講義も丁寧でわかりやすかったです。ありがとうございました。
- ・初めてヤングケアラーについて学びました。介護保険では、家族の介護は資源として考えるために難しいと思いました。自分で選べるという選択が大事であるということを学びました。広い視野を持ち、支援したり、専門に繋ぐことを行っていきたいと思います。貴重な研修会でした。ありがとうございました。
- ・ヤングケアラーの研修に初めて参加しました。活動内容を理解して身近に感じることができました。これから、周りの支援を必要とする人がいたら提案してみようと思います。
- ・色々なケースなどをお聞きたい。

(2)相談窓口の設置・運営状況

- 相談窓口は、常勤が2名、非常勤が2名の相談員で運営。
- 2024年度に寄せられた相談件数は55件、うちヤングケアラー関連の相談は11件であった。ヤングケアラー関連の相談窓口について、電話相談は0件で、SNS相談が1件、それ以外は来所しての対面相談であった。
- ヤングケアラー関連の相談ルートは、11件のうち、児童福祉関係機関から1件、本人から1件、福祉関係機関、地域の施設・地域関係者等から各1件、その他が7件となっている。

図表 2-5 相談窓口の運営体制(NPO 法人 school)

相談員の種別	人数	相談員の職種	保有資格
常勤の相談員	2人	ヤングケアラーコーディネーター	看護師・児童発達支援サービス管理者・介護支援専門員・児童指導員
非常勤の相談員	2人	学習、進路指導員	小学校、高校教員免許

(参考)2023年度相談窓口の運営体制(NPO 法人 school)

相談員の種別	人数	相談員の職種	保有資格
常勤の相談員	2人	ヤングケアラーコーディネーター	看護師・児童発達支援サービス管理者・介護支援専門員・児童指導員

図表 2-6 2024 年度相談窓口への相談件数

	2023 年度 (R5.4～R6.3)	2024 年度 (R6.4～R7.3)
相談窓口への相談件数	72 件	55 件
うち、ヤングケアラー関連の相談	15 件	11 件

図表 2-7 ヤングケアラー関連の 2024 年度相談窓口、相談ルートごとの内訳

	内訳	2023 年度 (R5.4～R6.3)	2024 年度 (R6.4～R7.3)
窓口の種類	電話	2 件	0 件
	SNS	0 件	1 件
	対面	13 件	10 件
	その他(具体的に) ()	0 件	0 件
相談ルート	本人	3 件	1 件
	家族・親族	1 件	0 件
	児童福祉関係機関	4 件	1 件
	福祉関係機関(生活福祉・障害福祉・ 高齢者福祉)	2 件	1 件
	保健医療関係機関	2 件	0 件
	地域の施設・地域関係者等	1 件	1 件
	その他(具体的に) (学校から(2023 年度)、まつなぎや から(2024 年度))	2 件	7 件

(3)市民や子どもにおけるヤングケアラーの認知度や周知状況等

① 市民に周知するために実施した取り組み

- ・まつなぎやホームページでの周知啓発
- ・まつなぎや SNS での周知啓発
- ・各関係機関へ訪問しパンフレット配布(病院、相談支援事業所、社協など)
- ・活水女子看護学部のオープンキャンパスにてチラシ配布
- ・ららこープのイベントでチラシ配布
- ・訪問看護ステーションへチラシ配付
- ・城南高校生徒へパンフレット配布
- ・大村市内中学生へチラシ配布
- ・まつなぎやワークショップにて地域の子どもへのヤングケアラー映画「夕焼け」視聴啓発

(参考)2023 年度 市民に周知するために実施した取り組み

- ・8 月号の広報おおむらでの周知啓発
- ・こども未来部の SNS での周知啓発
- ・大村市ホームページでの周知啓発
- ・小、中学校へのチラシの配布
- ・大村市内の公的機関でのチラシの掲示
- ・ミライ ON 図書館でヤングケアラーの特設パネルコーナー設置(2024 年 1 月)
- ・FM ラジオ つながるチャンネル(2023 年 9 月)
- ・各関係機関へパンフレット配布
- ・まつなぎやホームページでの周知啓発
- ・まつなぎや SNS での周知啓発
- ・長崎県ケアラーシンポジウムによる周知啓発(2024 年 1 月)

② 認知度の状況

- 市民のヤングケアラーの認知度については、図表 2-4-4 参照。

(参考:2023 年度の回答)

- 研修後に実施した参加者アンケート結果は以下の通り。(アンケート回収有効数 44)
- なお、ヤングケアラーそのものについては、すべての参加者が既に知っていたため、研修内容の理解度を、認知の深まりと捉えている。

- 認知が深まった:52.3%(23)
- おおむね認知が深まった:47.7%(21)
- あまり深まらなかった:0%

2-2-3「つなげる」に関する活動状況

(1)自治体に寄せられる報告の状況

- 2024 年度に、市こども家庭課に報告された児童数は 713 人で、そのうちヤングケアラーと思われる児童は 42 人(モデル事業経由は 1 人)であった。そのうち、ヤングケアラーと判断された児童は 31 人(モデル事業経由は 1 人)で、市ではそのうち 25 人を要対協に登録している。

図表 2-8 自治体に報告された児童数

	モデル事業前 (R4.1～ R4.12)	2023 年度 (R5.4～R6.3) ()内はモデル 事業経由	2024 年度 (R6.4～R7.3) ()内はモデル 事業経由
自治体に報告された児童数 ※	700 人	792 人	713 人
うち、ヤングケアラーと思われる 児童数(疑い含む)	23 人	24 人(7 人)	42 人(1 人)
うち、ヤングケアラーと判断 された児童数	4 人	18 人(3 人)	31 人(1 人)
うち、要対協に登録した 児童数	4 人	17 人(3 人)	25 人(1 人)

※ ヤングケアラー以外も含む。モデル事業前は「自治体に報告された児童数(気になる児童数)」

(2)ヤングケアラー支援における関係者との情報共有状況

- ① ヤングケアラーと判断された児童それぞれの支援に向けた会議(個別ケース検討会議等)の参加者
- ヤングケアラーと判断された児童それぞれの支援に向けた会議(個別ケース検討会議等)に参加し、情報共有する組織・団体名は以下のとおり。

長崎こども・女性・障害者支援センター、通信制高校、児童家庭支援センター、市保護課、市こども家庭課、中学校、保育園、市教育委員会、小児科、特別支援学校、放課後等サービス、相談支援事業所、大村警察署、市内高校、学童保育、長崎医療センター

(参考)

2023 年度(初年度)個別ケース検討会議に参加し、情報共有する組織・団体名

精神科病院、精神科クリニック、保護課、母子保健担当課、長崎こども・女性・障害者支援センター(児相)、市内小中学校、市内高等学校、市外高等学校、認定こども園、保育園、相談支援事業所、訪問看護事業所、ヘルパー支援事業所、児童家庭支援センター、長崎医療センター

(参考)

(モデル事業前)要対協参加機関

国又は地方公共団体の機関	長崎地方法務局諫早支局、長崎県長崎こども・女性・障害者支援センター、長崎県県央保健所、長崎県大村警察署、大村市総務部、大村市福祉保健部、市立大村市民病院、大村市こども未来部、大村市立保育所、大村市立認定こども園、大村市教育委員会、大村市立小学校、大村市立中学校、県立高等学校、市内に存する特別支援学校、その他市長が必要と認める国又は地方公共団体の機関
法人	県央児童家庭支援センター、光と緑の園乳児院、大村椿の森学園、大村市社会福祉協議会、大村市医師会、大村東彼歯科医師会、独立行政法人国立病院機構長崎医療センター、市内に存する児童養護施設、市内に存する私立保育所、市内に存する私立認定こども園、市内に存する私立地域型保育事業所、市内に存する私立幼稚園、市内に存する私立高等学校、その他市長が必要と認める法人
その他	大村市民生委員児童委員協議会連合会、大村市青少年健全育成連絡協議会、大村市 PTA 連合会、諫早人権擁護委員協議会、長崎県弁護士会、その他市長が必要と認めるもの

② 個別ケース検討会議以外で、ヤングケアラー支援に関する固有の会議体

個別ケース検討会議以外で、ヤングケアラー支援に関する固有の会議体としては、以下のとおり。

図表 2-9 固有の会議体の概要

会議体名	大村市要保護児童対策地域協議会
位置づけ	事務局：大村市こども家庭課
目的	児童及びその家族と関わる団体の長にヤングケアラーも含む要支援児童及び要保護児童の支援に関する理解を求める。
主な協議事項	(昨年度の議題提起事項) ・ヤングケアラーについて各機関で可能な支援及び必要と感じる支援について協議 ・要保護児童の支援において必要と感じる社会資源について
年間開催回数	1 回(2024 年度)
主な参加者	要対協代表者会議の構成委員

(3)要対協に登録した児童数について、ヤングケアラーの分類別の人数

- ヤングケアラーの分類内訳としては、「家族に代わり、幼いきょうだいの世話をしている」「目を離せない家族の見守りや声かけなどの気づかいをしている」「その他(養育能力の低い家族に代わり家事をやっている)」が多くなっている。

図表 2-10 ヤングケアラー分類別、ヤングケアラーと判断した／要対協に登録した児童数

		ヤングケアラーと 判断した児童数	要対協に 登録した児童数
	障がいや病気のある家族に代わり、買い物・料理・掃除・洗濯などの家事をしている	6 人	6 人
	家族に代わり、幼いきょうだいの世話をしている	17 人	16 人
	障がいや病気のあるきょうだいの世話や見守りをしている	3 人	1 人
	目を離せない家族の見守りや声かけなどの気づかいをしている	12 人	12 人
	日本語が第一言語でない家族や障がいのある家族のために通訳をしている	1 人	0 人
	家計を支えるために労働をして、障がいや病気のある家族を助けている	0 人	0 人
	アルコール・薬物・ギャンブル問題を抱える家族に対応している	6 人	6 人
	がん・難病・精神疾患など慢性的な病気の家族の看病をしている	0 人	0 人
	障がいや病気のある家族の身の回りの世話をしている	3 人	3 人
	障がいや病気のある家族の入浴やトイレの介助をしている	0 人	0 人
	その他 (養育能力の低い家族に代わり家事をやっている)	13 人	12 人
	不明/分類不可	0 人	0 人

※資料:こども家庭庁 関連ウェブページ(<https://www.cfa.go.jp/policies/young-carer>)

(参考)

2023 年度(初年度)ヤングケアラー分類別、ヤングケアラーと判断した／要対協に登録した
児童数

		ヤングケアラーと 判断した児童数	要対協に 登録した児童数
	障がいや病気のある家族に代わり、買い物・料理・掃除・洗濯などの家事をしている	6 人	6 人
	家族に代わり、幼いきょうだいの世話をしている	7 人	4 人
	障がいや病気のあるきょうだいの世話や見守りをしている	4 人	4 人
	目を離せない家族の見守りや声かけなどの気づかいをしている	13 人	13 人
	日本語が第一言語でない家族や障がいのある家族のために通訳をしている	0 人	0 人
	家計を支えるために労働をして、障がいや病気のある家族を助けている	0 人	0 人
	アルコール・薬物・ギャンブル問題を抱える家族に対応している	0 人	0 人
	がん・難病・精神疾患など慢性的な病気の家族の看病をしている	8 人	8 人
	障がいや病気のある家族の身の回りの世話をしている	2 人	2 人
	障がいや病気のある家族の入浴やトイレの介助をしている	1 人	1 人
	その他 (養育能力の低い家族に代わり家事をやっている)	7 人	5 人
	不明/分類不可	0 人	0 人

※資料:こども家庭庁 関連ウェブページ(<https://www.cfa.go.jp/policies/young-carer>)

2-2-4「支援する」に関する活動状況

(1) 支援計画等の作成状況

① ヤングケアラー児童に関する計画の作成状況

- 2024 年度において、ヤングケアラー児童に関する支援計画を作成した件数は 18 件／31 件となっている。

図表 2-11 ヤングケアラー児童に関する計画の作成件数

ヤングケアラー児童に関する計画	モデル事業前 (R4.1～R4.12)	2023 年度作成件数 (R5.4～R6.3)	2024 年度作成件数 (R6.4～R7.3)
支援計画	2 件／4 件	10 件／18 件	18 件／31 件
サポートプラン		0 件	0 件
支援計画やサポートプラン以外の計画		0 件	0 件

② 計画の策定に至らない児童以外への対応

- ヤングケアラー支援計画等の策定に至らない児童への対応については、以下のとおり。

・短期間で問題解決したため、支援計画策定には至らず。

・虐待として児相に一時保護された事案。

・障がいの相談支援事業所がメインとなり対応し、相談支援事業所と連携し、後方支援として対応したため、支援計画まで作成しなかった。

※支援計画作成しなかった場合も適宜、課内協議で課題整理、方針決定し対応している。

(参考:2023 年度回答)

- ヤングケアラー支援計画等の策定に至らない児童に対しては、要対協個別ケース検討会議にて、見守り体制をつくり、児童へ役割分担を実施している。
- 一時的なヤングケアラーに関しては、まつなぎやにて継続的に見守りを行う。

まつなぎやの見守りの取り組みとして、主な内容は以下のとおり。

【ヤングケアラー以外に関する事例】(複数見られた利用内容)

★給食がない日の利用(小学生)

学校が休みの日に、家庭で昼食が準備されておらず、食事をせずに日中を過ごす子どもたちに、必要に応じて軽食を提供。

* 高校生のヤングケアラー発見の事例から、昼食習慣の有無は、ヤングケアラーや要支援家庭と判断する一つの材料になると感じている。

★学校に行けない日(不登校)などの利用(小・中・高生)

学校や適応指導教室などの支援機関にも行けない場合に利用する子が多い。その中でも、学校に行けない時の居場所の選択肢の一つとして使用する子と、家にいることに後ろめたさを感じ、その不安な気持ちを落ち着ける場所として利用する子に分かれる。

★放課後の利用(小・中・高生)

遊び場の一つとして利用する子がいる一方で、情緒不安定で、精神面に課題を抱えている子が、自分でいられる場所として過ごしていることも多い。そうした子どもの多くが、スタッフと関係を深め、自分が受け入れられる体験を重ねるうちに、徐々に「まつなぎや」以外の場所でも落ち着いて過ごせるようになったとの報告を複数受けている。

資料：NPO 法人 schoot「ヤングケアラー支援事業(正式名称：ヤングケアラーと家族を支援する自治体モデル(大村市))令和 5 年度事業報告書」

(2)支援実施状況

- 2024 年度にヤングケアラーと判断した児童 31 人のうち、介入・諸手続等の具体的なサポート等を行っているケースは 10 件、具体的サポート等を行っていないが継続的に話を聞いたり見守りを行っているケースは 15 件となっている。(6 件は対象児が 18 歳以上となった)

図表 2-12 ヤングケアラーと判断した児童の状況

ヤングケアラーと判断した児童に対する支援内容	2023 年度 実施件数 (R5.4～R6.3)	2024 年度 実施件数 (R6.4～R7.3)
①介入・諸手続等の具体的なサポートやサービスの提供※等を行っているケース数	13 件	10 件
②上記の具体的なサポート等を行っていないが、継続的に話を聞いたり、見守りを行っているケース数	4 件	15 件
③その他 ()	1 件	6 件

※自治体が予算化して実施している事業や、民間支援機関による支援など

- ・(家庭への支援)家事支援、レスパイト、介護サービス等
- ・(児童への支援)学習支援、食事提供等

(3)児童・家族の意思確認状況

- ヤングケアラーとして要対協に登録された児童、及びその家族との意思の確認状況等について、児童、家族共に、「概ねできている(概ね 5～7 割以上)」となっている。
- 支援対象となる児童と話ができているかについては、ヤングケアラーと判断した児童 31 人のうち 18 人と話ができている。
- 支援対象となる児童の家族と話ができているかについても、ヤングケアラーと判断した児童 31 人のうち 22 人の児童家族と話ができている。

図表 2-13 児童・家族の意思確認状況

	モデル事業前 (R4.1～12)	2023 年度 (R5.4～R6.3)	2024 年度 (R6.4～R7.3)
児童と話ができていますか		多くのケースで できている(概ね 8 割以上)	概ねできている(概 ね 5～7 割)
要対協登録児童数の うち、話ができてい る支援対象児童数※	2 人／4 人	15 人／18 人	18 人／31 人
家族と話ができていますか		多くのケースで できている(概ね 8 割以上)	概ねできている(概 ね 5～7 割)
要対協登録児童数の うち、話ができてい る支援対象家族数	1 人／4 人	15 人／18 人	22 人／31 人

※こども家庭課に加え、学校など児童が話しやすい大人が所属する機関による聴取数

(4)居場所の設置・運営状況

- 2024 年度末時点での、ヤングケアラー等を対象とした居場所(オンライン含む)の設置箇所数は 1 箇所です。2023 年度と変更なし。運営体制・運営状況・利用状況等は以下のとおり。
- 2024 年度の利用者数は延べ 256 人にのぼる。うちヤングケアラーと思われる児童は 13 人であり、5 人が関係者への情報共有や支援へつながっている。

図表 2-14 居場所の運営状況等

運営主体	NPO 法人 schoot まつなぎや
支援員の人数	常勤 2 人
支援員の保有資格	ヤングケアラーコーディネーター・看護師・児童発達支援管理責任者・介護支援専門員・児童指導員
開設頻度・時間	火曜日～土曜日・10 時～18 時
実施内容	相談支援・周知啓発・居場所運営
利用者数(※施設見学者は除く)	256 人 ※月ごとに統計を取っているため、重複有り (2023 年度:866 人) うち、ヤングケアラーと思われる児童数:13 人 (2023 年度:7 人)
支援等へつないだ人数	上記のヤングケアラーと思われる児童数のうち、関係者への情報共有や支援へつないだ人数:5 人(2023 年度:7 人)

2-2-5 支援対象者から寄せられた声や意見等

(1)モデル事業において、ヤングケアラーやその家族、保護者などの支援対象者から寄せられた声や意見等

- 支援対象者から寄せられた声や意見等は以下のとおり。

・当事者の会に参加して、気持ちが楽になりました。

・看病や介護をしている人に会ったことがなく、常に孤独感を感じていました。そうした境遇の人との悩みを共有できたらと思いました。

・もっと当事者の会の輪が広がればいいと思うが、とても時間がかかると思う。諦めずに会を開き続けてほしい。

～まつなぎや(居場所)を利用する子どもへアンケート調査を実施～

まつなぎやでは、子どもたちにとって、「まつなぎや」がどのような役割を果たしているかを明らかにするためにアンケート調査を実施した。

アンケート調査では、利用開始から3か月未満の子ども51人と、3か月以上継続して利用している子ども42人を対象に調査を実施。前者には「家と学校以外の居場所の有無と具体的な居場所」、後者には「まつなぎやに來ている理由」や「心理的な変化」について調査を行った。

調査の結果、「まつなぎや」は主に以下の3つの役割を担っていることが明らかになった。第一に、子どもたちにとって安心感や感情の受容の場となっており、「楽しい」「自由に過ごせる」「イライラが減った」などの声が多く、自分らしく過ごせる場所として認識されていること。第二に、「子ども食堂」や「ワークショップ」などの活動を通じて人とつながる機会を提供し、社会との接点となっていること。第三に、「お金がかからない」という点が、経済的に厳しい家庭の子どもたちにも安心して利用できる場所であること、である。これらの調査の中には、ヤングケアラーの子ども、そうではない子どもも含まれるが、どちらにとっても、この場所が彼らにとって日々の楽しみ、安心して過ごせる物理的な環境としてだけでなく、例えば、「家や学校で落ち込むことがあっても、まつなぎやがあるからと思えるようになった」という項目に一定数の子どもたちがチェックをしていたことから、現代の子どもたちの社会生活から失われつつある、自らの気持ちと折り合いをつけるための時間と場所として機能していることがわかった。

3【愛媛県新居浜市】取り組み状況調査

(人口:114,070人⁵、年少人口:13,356人⁶、面積:234.47km²)

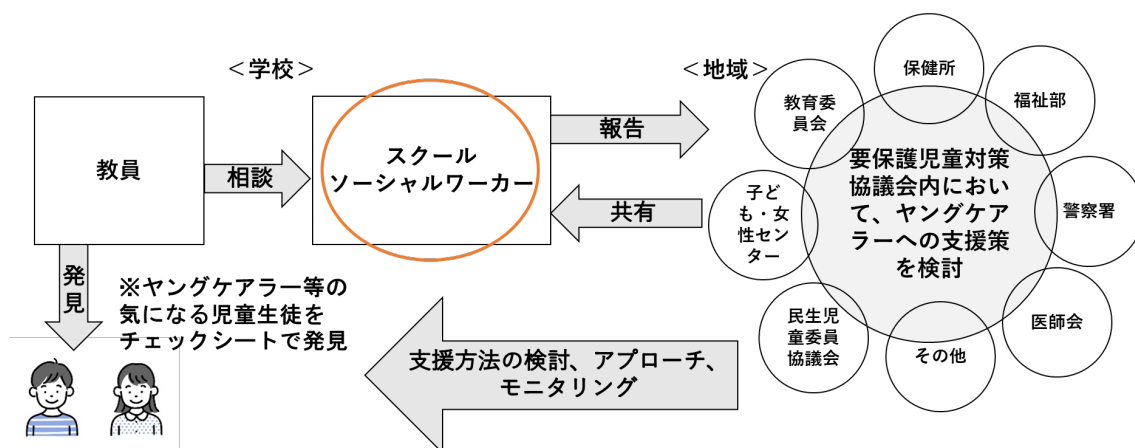
3-1 取り組み概要

3-1-1 モデル事業 実施体制

(1) 事業概要

事業名:ヤングケアラーと家族を支援する自治体モデル(新居浜市)
支援対象団体名:一般社団法人えひめ権利擁護センター新居浜
事業概要:学校に派遣されたスクールソーシャルワーカーを核とし、ヤングケアラーの発見、支援を行っていく。日頃から児童と接している教員が子どもの変化に気づき、スクールソーシャルワーカーは教員から得た情報を精査し、要対協へ報告を行う。要対協内で、支援策の検討やアプローチ、モニタリングを実施する。

図表 3-1 モデル事業概要図



資料:日本財団

(2) 支援方針(支援対象者の設定・定義)

- 一般社団法人日本ケアラー連盟の定義によるヤングケアラーを主たる対象としているが、その定義に限定することなく、広く「困難を抱える児童」を対象としている。
- ヤングケアラーのみに特化せず、養育相談、児童の相談等を幅広く受け付け、その中からヤングケアラーに気づく方針をとっている。 ※ヤングケアラーに限定すると、家庭の状況を確認する必要があるのではないか、デリケートな問題に立ち入る必要があるのではないか、といった懸念から関係者の協力が得にくい可能性があるため。

⁵ 令和5年12月末時点。(https://www.city.niihama.lg.jp/soshiki/seisaku/zinnkousetaisuu2.html)

⁶ 令和5年12月末時点。(https://www.city.niihama.lg.jp/soshiki/seisaku/toukei-nenreibetsu.html)

(3)支援体制(図表 3-1 参照)

- えひめ権利擁護センター新居浜のスクールソーシャルワーカー8名(常勤2名、非常勤6名)が、市子育て支援課、市教育委員会等と連携しながら、市内の全小学校16校・全中学校12校を定期的に巡回訪問し、ヤングケアラーを含む困難を抱える児童の早期発見・早期支援に結び付ける。
- 市教育委員会では、ヤングケアラーを含む困難を抱える児童を見つけるためのチェックシートを学校に提供。チェックシートへの記載を通じて、学校から気になる児童に関する情報提供をしてもらうことで、スクールソーシャルワーカーがその後の対応・支援に動く体制・役割分担を構築。
- 別途、児童センター、子ども食堂、PTA、民生児童委員等からもスクールソーシャルワーカーに対してヤングケアラー児童等の連絡・通告が寄せられるルートを構築。
- スクールソーシャルワーカーを通じて市こども未来課に報告されたヤングケアラー児童については、要対協に登録され、支援関係機関による情報共有や支援検討が行われる。

3-1-2 モデル事業の目的・期待効果(※モデル事業開始時点)

(1)目的・目標

- 本モデル事業では、ヤングケアラーの発見から支援に至るまでの仕組みづくり(システムの構築)を目指す。
- 下記の3つを軸に、事業を推進していく。
 - ヤングケアラーに関する相談業務
 - 教育・福祉・医療等関係者や市民への研修会等の実施
 - 支援方策の調整、他機関との連携に関する業務

(2)期待効果

- ヤングケアラーに“気づく”際に、客観視できるツールを用いて、システムとして気づきやすい仕組みを、小中学校を中心に構築すること
- そのためのツールとして「気になる子どものチェックシート」を開発・活用し、定着させること
- 生活課題を抱える児童(ヤングケアラー含む)に対する支援について、要保護児童対策地域協議会(要対協)を中心に、支援者間で情報を共有すること
- 個別具体の支援につなげていけるように、支援者同士の役割分担をケースごとに検討し、対応するシステムを定着させること

3-2 2024 年度の実施状況調査

2024 年度のモデル事業の活動状況について、下記に整理する。

3-2-1 モデル事業の連携基盤について

- 2024 年度時点で、モデル事業においてヤングケアラー支援で連携・協力できている庁内部署、また庁外の組織や団体は以下のとおり。
- 2023 年度から変更なし

図表 3-2 連携・協力できている組織

庁内部署	新居浜市こども未来課 新居浜市教育委員会(各小学校・中学校) 新居浜市発達支援課、新居浜市地域福祉課、新居浜市地域包括支援センター、保健センター新居浜市生活福祉課、社会教育課、学校教育課、人権擁護課
各組織・団体名	東予子ども・女性支援センター、放課後等デイサービス各事業所、相談支援各事業所、居宅介護支援事業所、新居浜市社会福祉協議会、各保育所及び幼稚園等、訪問介護事業所、県立及び私立高等学校、特別支援学校、公民館、県立新居浜病院地域連携及び他病院、eワーク愛媛他。

3-2-2 「気づく」に関する活動状況

(1)意識啓発等を目的とした研修会等の実施状況

① 実施内容

- 2024 年度の研修は、行政職員、介護・福祉事業者、教育関係者、地域包括支援センター等へのヤングケアラー支援に関する研修を以下の通り実施した。計 29 回開催し、延べ参加者人数は 1,718 人であった。

図表 3-3 2024 年度研修会の実施状況

回	時期	主な対象者	研修内容	参加者数
1	R6.4	教育関係者向け研修 小学校校長会	ヤングケアラー研修	28 人
2	R6.4	教育関係者向け研修 中学校校長会	ヤングケアラー研修	18 人
3	R6.4	教育関係者向け研修 小学校教頭会	ヤングケアラー研修	27 人
4	R6.4	教育関係者向け研修 中学校教頭会	ヤングケアラー研修	16 人
5	R6.4	教育関係者向け研修 小学校生徒指導主事	ヤングケアラー研修	21 人
6	R6.4	教育関係者向け研修 中学校生徒指導主事	ヤングケアラー研修	16 人
7	R6.4	新居浜工業高等専門学校	ヤングケアラー研修	12 人
8	R6.5	学校関係者等向け研修(要対 協代表者会) 学校教員、児童センター、子 ども食堂、PTA、民生児童委 員、警察、小児科医等	要対協代表者会議 ヤングケアラー支援の解説	16 人
9	R6.6	関係者向け研修 新居浜市介護支援専門員連 絡協議会	ヤングケアラー研修	151 人
10	R6.6	関係者・市民向け研修 東予圏域 SSW 連絡協議会	ヤングケアラー研修	23 人
11	R6.7	関係者向け研修 高齢者生きがい創造学園	ヤングケアラー研修	19 人
12	R6.7	関係者向け研修 四国中央市介護支援専門員 連絡協議会	ヤングケアラー研修	84 人
13	R6.7	介護・福祉事業者向け研修 南予地域関係機関 (学校教員、児童センター、子 ども食堂、PTA、民生児童委 員、福祉関係者等)	ヤングケアラー研修	106 人
14	R6.8	介護・福祉事業者向け研修 中予地域関係機関 (学校教員、児童センター、子 ども食堂、PTA、民生児童委 員、福祉関係者等)	ヤングケアラー研修	78 人
15	R6.8	学生向け研修 四国中央医療福祉総合学院 2年	ヤングケアラー研修	81 人

16	R6.8	介護・福祉事業者向け研修 中予地域関係機関 (学校教員、児童センター、子ども食堂、PTA、民生児童委員、福祉関係者等)	ヤングケアラー研修	98 人
17	R6.8	教育関係者・学生向け研修 チーム学校スペシャリスト養成講座	ヤングケアラー研修	38 人
18	R6.8	介護・福祉事業者向け研修 在宅介護研修センター	ヤングケアラー研修	24 人
19	R6.9	学生向け研修 四国中央医療福祉総合学院 2年	ヤングケアラー研修	86 人
20	R6.9	医療関係者向け研修 愛媛県小児科医会発達支援委員会	ヤングケアラー研修	36 人
21	R6.9	市民向け研修 西条市人権・同和教育講座	ヤングケアラー研修	205 人
22	R6.10	学生向け研修 学生サポーター基礎講座	ヤングケアラー研修	14 人
23	R6.11	市民生向け研修 西条市地域包括支援センター	ヤングケアラー研修	84 人
24	R6.11	関係者・市民向け研修 関係機関全体研修	ヤングケアラー研修	301 人
25	R6.12	市民生向け研修 西条市地域包括支援センター	ヤングケアラー研修	76 人
26	R6.12	学生向け研修 川崎医療福祉大学直島ゼミ3年	ヤングケアラー研修	9 人
27	R7.1	市民生向け研修 伊方町地域包括支援センター	ヤングケアラー研修	26 人
28	R7.2	関係者・市民向け研修 権利擁護センターばあとな愛媛	ヤングケアラー研修	17 人
29	R7.2	教育関係者向け研修 新居浜工業高等専門学校	ヤングケアラー研修	8 人

(参考)2023 年度(初年度)研修会の実施状況

回	時期	主な対象者	研修内容	参加者数
1	R5.4.12	教育関係者向け研修 小学校校長会	ヤングケアラー研修	12 人
2	R5.4.20	教育関係者向け研修 小中学校教頭会	ヤングケアラー研修	30 人
3	R5.4.26	教育関係者向け研修 小中学校生徒指導主事	ヤングケアラー研修	30 人

4	R5.5.9	<u>教育関係者向け研修</u> 中学校校長会	ヤングケアラー研修	16 人
5	R5.5.9	<u>教育関係者向け研修</u> 小中学校主幹教諭、教務主任	ヤングケアラー研修	30 人
6	R5.5.11	<u>関係者・市民向け研修(人権の集い)</u> 学校教員、児童センター、子ども食堂、PTA、民生児童委員、一般市民等	ヤングケアラー研修 「子どもを取りまく環境を考える」	25 人
7	R5.5.18	<u>学校関係者等向け研修(要対協代表者会)</u> 学校教員、児童センター、子ども食堂、PTA、民生児童委員、警察、小児科医等	要対協代表者会議 ヤングケアラー支援の解説	15 人
8	R5.5.20	<u>関係者向け研修</u> 中予 SSWR 交流会	新居浜市のヤングケアラー支援事業の解説	18 人
9	R5.5.28	<u>関係者・市民向け研修</u> 客谷自治会	ヤングケアラー研修	28 人
10	R5.6.9	<u>関係者向け研修</u> 船木校区民生委員・児童委員	ヤングケアラー研修	15 人
11	R5.6.20	<u>関係者向け研修</u> 東予圏域 SSWR 連絡協議会	ヤングケアラー研修	20 人
12	R5.6.27	<u>介護・福祉事業者向け研修</u> すいよう会職員	ヤングケアラー研修	20 人
13	R5.7.5	<u>介護・福祉事業者向け研修</u> ゆいねっと新居浜	ヤングケアラー研修	50 人
14	R5.7.6	<u>介護・福祉事業者向け研修</u> 在宅介護研修センター	ヤングケアラー研修	20 人
15	R5.7.14	<u>関係者向け研修</u> 船木校区民生委員・児童委員	ヤングケアラー研修	15 人
16	R5.7.18	<u>関係者向け研修</u> ランチ連絡会	ヤングケアラー研修	25 人
17	R5.7.20	<u>介護・福祉事業者向け研修</u> すいよう会職員	ヤングケアラー研修	20 人
18	R5.7.26	<u>教育関係者向け研修</u> 新居浜東高等学校教職員	ヤングケアラー研修	30 人

19	R5.8.3	<u>関係者向け研修</u> 東予地域関係機関 (学校教員、児童センター、子ども食堂、PTA、民生児童委員、福祉関係者等)	ヤングケアラー支援のための関係機関研修	100 人
20	R5.8.8	<u>市民向け研修</u> 高齢者生きがい創造学園	ヤングケアラー研修	20 人
21	R5.8.10	<u>関係者・市民向け研修</u> 南予地域関係機関 (学校教員、児童センター、子ども食堂、PTA、民生児童委員、福祉関係者等)	ヤングケアラー支援のための関係機関研修	100 人
22	R5.8.11	<u>学生向け研修</u> 四国中央医療福祉総合学院 2 年生	ヤングケアラー研修	80 人
23	R5.8.21	<u>関係者・市民向け研修</u> 中予地域 (学校教員、児童センター、子ども食堂、PTA、民生児童委員、福祉関係者等)	ヤングケアラー支援のための関係機関研修	100 人
24	R5.9.16	<u>学生向け研修</u> 四国中央医療福祉総合学院 1 年生	ヤングケアラー研修	80 人
25	R5.10.3	<u>教育関係者向け研修</u> 四国中央土居高等学校教職員	ヤングケアラー研修	50 人
26	R5.10.12	<u>教育関係者向け研修</u> 新居浜工業高等学校教職員	ヤングケアラー研修	50 人
27	R5.11.7	<u>介護・福祉事業者向け研修</u> 新居浜市心身障害者(児)団体連合会	ヤングケアラー研修	30 人
28	R5.11.9	<u>関係者向け研修</u> 公立保育園園長会	ヤングケアラー研修	15 人
29	R5.11.19	<u>関係者向け研修</u> 関係機関全体研修	ヤングケアラー研修	70 人
30	R5.11.20	<u>関係者向け研修</u> 認可外保育園等園長会	ヤングケアラー研修	15 人

31	R5.11.21	関係者向け研修 私立保育園園長会	ヤングケアラー研修	15 人
32	R5.11.24	関係者向け研修 民生児童委員協議会	ヤングケアラー研修	280 人
33	R5.11.28	教育関係者向け研修 新居浜南高等学校教職員	ヤングケアラー研修	40 人
34	R5.11.28	介護・福祉事業者向け研修 介護支援専門員連絡協議会	ヤングケアラー研修	150 人
35	R5.12.5	教育関係者向け研修 大洲市養護主任会研修会	ヤングケアラー研修	20 人
36	R5.12.6	関係者向け研修 公民館館長会	ヤングケアラー研修	20 人
37	R5.12.6	市民向け研修 人権啓発講座：東予地方局	ヤングケアラー研修	80 人
38	R6.1.6	関係者向け研修 新居浜カウンセリング同好会	ヤングケアラー研修	50 人
39	R6.1.19	介護・福祉事業者向け研修 新居浜市介護支援専門員協 会	ヤングケアラー研修	150 人
40	R6.1.30	市民向け研修 高齢者生きがい創造学園	ヤングケアラー研修	15 人
41	R6.2.3	関係者向け研修 権利擁護センターぱあとなあ 愛媛	ヤングケアラー研修	15 人
42	R6.2.6	市民向け研修 大生院校区地域住民	ヤングケアラー研修	15 人

(参考)モデル事業前の状況(R4.1～12)

- 教職員向けにヤングケアラーに関する動画研修を提供
令和4年夏に市内小中学校の教職員に対し、動画を使ったヤングケアラー支援研修を行
った。

(2)相談窓口の設置・運営状況

- 相談窓口は、ヤングケアラー担当 2 名、ヤングケアラー担当以外 6 名の計 8 名の相談員で運営。相談員の保有資格等は図表 3-4 のとおり。2023 年度から体制に変更はない。(参考:モデル事業前は非常勤 2 名)
- 2024 年度に寄せられた相談件数は 900 件、うちヤングケアラー関連の相談は 240 件であった。
- ヤングケアラー関連の相談について、対面での相談が 177 件、電話相談が 63 件であった。
- ヤングケアラー関連の相談ルートは、240 件のうち、児童福祉関係機関・福祉関係機関・保健医療関係機関からの合計が 144 件、学校からが 163 件、家族・親族からが 58 件、本人からが 24 件となっている。(重複含む)

図表 3-4 相談窓口の運営体制(えひめ権利擁護センター新居浜)

《ヤングケアラー担当》

相談員の種別	人数	相談員の職種	保有資格
常勤の相談員	1 人	相談員	社会福祉士・介護福祉士・精神保健福祉士・公認心理師・主任介護支援専門員
非常勤の相談員	1 人	相談員	社会福祉士・保育士・訪問介護員

《ヤングケアラー担当以外》

相談員の種別	人数	相談員の職種	保有資格
常勤の相談員	1 人	スーパーバイザー	社会福祉士・介護支援専門員
非常勤の相談員	5 人	相談員	社会福祉士(5 人)・介護福祉士(2 人)・精神保健福祉士(1 人)・看護師(1 人)・介護支援専門員(2 人)

※相談窓口の開設時間は、平日 9 時～17 時 15 分

図表 3-5 相談窓口(スクールソーシャルワーカー)への相談件数

	2023 年度 (R5.4～R6.3)	2024 年度 (R6.4～R7.3)
相談窓口への相談件数	1,093 件	900 件※1
うち、ヤングケアラー関連の相談	226 件	240 件※2

※1 相談に対応した支援者の数で算出した場合:1,067 件(2023 年度:1,654 件)

※2 相談に対応した支援者の数で算出した場合:313 件(2023 年度:354 件)

図表 3-6 ヤングケアラー関連の相談窓口、相談ルートごとの内訳
(相談ルートについては重複含む)

窓口の 種類	内訳	2023 年度 (R5.4～R6.3)	2024 年度 (R6.4～R7.3)
	電話	55 件	63 件※1
	SNS	0 件	0 件
	対面	171 件	177 件※2
	その他(具体的に) ()	0 件	0 件
相談 ルート	本人	27 件	24 件
	家族・親族	69 件	58 件
	児童福祉関係機関	134 件	144 件※3
	福祉関係機関(生活福祉・障害福祉・高齢者福祉)		
	保健医療関係機関		
	地域の施設・地域関係者等	0 件	1 件
	その他(具体的に) (学校)	127 件	163 件

※1 相談に対応した支援者の数で算出した場合:68 件(2023 年度:57 件)

※2 相談に対応した支援者の数で算出した場合:245 件(2023 年度:297 件)

(上記以外の項目は、件数に差異なし)

※3 相談ルートの件数は他機関での重複があるため、図表 3-5 の「うち、ヤングケアラー関連の相談」件数と一致しない。

(3)市民や子どもにおけるヤングケアラーの認知度や周知状況等

① 市民に周知するために実施した取り組み

- 2023 年度から変更なし。

・ヤングケアラー支援研修の実施
・ヤングケアラーに関するチラシの作成および配布
・民生・主任児童委員との校区説明会

② 認知度の状況

- 2024 年度においては、把握できていない。

(参考)2023 年度の回答

- 令和 5 年度ヤングケアラー事業として、4 月にヤングケアラーへの理解を促す動画研修、8 月に事例を踏まえた動画研修を実施し、その後、学校管理職・教職員へアンケートを実施。回答は以下のとおり。
- 教職員 630 人中 463 人がアンケートに回答した。(回答率 74%)

- 約半数の教員がヤングケアラー(疑いも含め)が存在すると実態把握していた。
- 地域の相談役である民生委員・主任児童委員など関係機関に関わる方向けに研修を開催した。本市の人口に対して約 1.5%の市民が理解、認知したと思われる。

3-2-3「つなげる」に関する活動状況

(1)自治体に寄せられる報告の状況

- 2024 年度に、市に報告された児童数は 407 人で、そのうちヤングケアラーと思われる児童は 49 人(モデル事業経由は 34 人)であった。そのうち、ヤングケアラーと判断された児童は 25 人(モデル事業経由は 11 人)で、25 人のうち 16 人(モデル事業経由は 4 人)を要対協に登録している。
- 407 人のうち、「つなぐシート」提出等による新規相談連絡は 60 人、うち、ヤングケアラーと思われる児童(疑い含む)は 16 人であった。

図表 3-7 自治体に報告された児童数(※1)

	モデル事業前 (R4.1～ R4.12)	2023 年度 (R5.4～R6.3) ()内はモデル事 業経由	2024 年度 (R6.4～R7.3) ()内はモデル 事業経由
自治体に報告された児童数 ※2	134 人	326 人	407 人
うち、ヤングケアラーと思われる 児童数(疑い含む)	17 人※3	54 人(27 人)	49 人(34 人)
うち、ヤングケアラーと判断 された児童数	算出困難	15 人(7 人)	25 人(11 人)
うち、要対協に登録した 児童数	算出困難	10 人(2 人)	16 人(4 人)

※1 2024 年度は市内小中学校への巡回訪問を延べ 106 回実施。巡回訪問で相談が寄せられ自治体が把握する。

※2 ヤングケアラー以外も含む。モデル事業前は「自治体に報告された児童数(気になる児童数)」

※3 スクールソーシャルワーカーから寄せられたヤングケアラー疑いの児童数は 12 人

(2)ヤングケアラー支援における関係機関との情報共有状況

- ① ヤングケアラーと判断された児童それぞれの支援に向けた会議(個別ケース検討会議等)の参加者
- ヤングケアラーと判断された児童それぞれの支援に向けた会議(個別ケース検討会議等)に参加し、情報共有する組織・団体名は以下のとおり。

各小学校・中学校、放課後等デイサービス各事業所、相談支援各事業所、各保育所及び幼稚園等、訪問介護事業所、県立及び私立高等学校、特別支援学校
愛媛県新居浜警察署(生活安全課)、愛媛県東予子ども・女性支援センター(児童相談所)、愛媛県西条保健所、愛媛県東予地方局 健康福祉環境部 健康増進課、松山地方法務局西条支局、新居浜市教育委員会事務局(学校教育課／発達支援課)、新居浜市 市民環境部 男女参画・市民相談課(DV 相談関係)、新居浜市 福祉部 保健センター／こども局こども未来課、西条人権擁護委員協議会、新居浜市民生児童委員協議会、新居浜市福祉事務所
一般社団法人新居浜市医師会、新居浜市歯科医師会、新居浜市公私立幼稚園協会、新居浜市保育協議会、えひめ権利擁護センター新居浜(スクールソーシャルワーカー)

(参考)2023 年度(初年度)における参加者

新居浜市こども未来課・発達支援課、各小学校・中学校、保健センター
東予子ども・女性支援センター放課後等デイサービス各事業所、相談支援各事業所、各保育所及び幼稚園等、訪問介護事業所、県立及び私立高等学校、特別支援学校。

(参考)

(モデル事業前)要対協への参加機関

国又は地方公共団体の機関	愛媛県新居浜警察署(生活安全課)、愛媛県東予子ども・女性支援センター(児童相談所)、愛媛県西条保健所、愛媛県東予地方局 健康福祉環境部 健康増進課、松山地方法務局西条支局、新居浜市教育委員会(事務局 学校教育課／発達支援課)、新居浜市 市民環境部 男女参画・市民相談課(DV 相談関係)、新居浜市 福祉部 保健センター／こども局 子育て支援課、西条人権擁護委員協議会、新居浜市民生児童委員協議会 新居浜市福祉事務所
法人	一般社団法人新居浜市医師会、新居浜市歯科医師会、新居浜市公私立幼稚園協会、新居浜市保育協議会、えひめ権利擁護センター新居浜(スクールソーシャルワーカー)

(3) 要対協に登録した児童数について、ヤングケアラーの分類別の人数

- ヤングケアラーの分類内訳としては、要対協に登録した児童数では、「家族に代わり、幼いきょうだいの世話をしている」が多く、そのほか「目を離せない家族の見守りや声かけなどの気づかいをしている」「家計を支えるために労働をして、障がいや病気のある家族を助けている」「障がいや病気のある家族に代わり、買い物・料理・掃除・洗濯などの家事をしている」などとなっている。

図表 3-8 ヤングケアラー分類別、ヤングケアラーと判断した／要対協に登録した児童数

		ヤングケアラーと 判断した児童数	要対協に 登録した児童数
	障がいや病気のある家族に代わり、買い物・料理・掃除・洗濯などの家事をしている	9 人	3 人
	家族に代わり、幼いきょうだいの世話をしている	14 人	9 人
	障がいや病気のあるきょうだいの世話や見守りをしている	1 人	1 人
	目を離せない家族の見守りや声かけなどの気づかいをしている	4 人	4 人
	日本語が第一言語でない家族や障がいのある家族のために通訳をしている	2 人	2 人
	家計を支えるために労働をして、障がいや病気のある家族を助けている	3 人	3 人
	アルコール・薬物・ギャンブル問題を抱える家族に対応している	0 人	0 人
	がん・難病・精神疾患など慢性的な病気の家族の看病をしている	4 人	3 人
	障がいや病気のある家族の身の回りの世話をしている	1 人	0 人
	障がいや病気のある家族の入浴やトイレの介助をしている	0 人	0 人
	その他 (養育能力の低い家族に代わり家事をやっている)	0 人	0 人
	不明/分類不可	0 人	0 人

※資料:こども家庭庁 関連ウェブページ(<https://www.cfa.go.jp/policies/young-carer>)

(参考)

2023 年度ヤングケアラー分類別、ヤングケアラーと判断した／要対協に登録した児童数

		ヤングケアラーと 判断した児童数	要対協に 登録した児童数
	障がいや病気のある家族に代わり、買い物・料理・掃除・洗濯などの家事をしている	2 人	2 人
	家族に代わり、幼いきょうだいの世話をしている	9 人	4 人
	障がいや病気のあるきょうだいの世話や見守りをしている	1 人	1 人
	目を離せない家族の見守りや声かけなどの気づかいをしている	0 人	0 人
	日本語が第一言語でない家族や障がいのある家族のために通訳をしている	1 人	1 人
	家計を支えるために労働をして、障がいや病気のある家族を助けている	3 人	3 人
	アルコール・薬物・ギャンブル問題を抱える家族に対応している	0 人	0 人
	がん・難病・精神疾患など慢性的な病気の家族の看病をしている	0 人	0 人
	障がいや病気のある家族の身の回りの世話をしている	1 人	1 人
	障がいや病気のある家族の入浴やトイレの介助をしている	0 人	0 人
	その他 (養育能力の低い家族に代わり家事をやっている)	0 人	0 人
	不明/分類不可	0 人	0 人

※資料:こども家庭庁 関連ウェブページ(<https://www.cfa.go.jp/policies/young-carer>)

3-2-4「支援する」に関する活動状況

(1) 支援計画等の作成状況

① ヤングケアラー児童に関する計画の作成状況

- 2024 年度において、ヤングケアラー児童に関する支援計画を作成した件数は 2 件／25 件、支援計画やサポートプラン以外の計画(アセスメントシート、カンファレンスシート)を作成した件数は、3 件／25 件となっている。

図表 3-9 ヤングケアラー児童に関する計画の作成件数

ヤングケアラー児童に関する計画	モデル事業前 (R4.1～R4.12)	2023 年度作成件数 (R5.4～R6.3)	2024 年度作成件数 (R6.4～R7.3)
支援計画	算出困難	4 件／15 件	2 件／25 件
サポートプラン		0 件	0 件
支援計画やサポートプラン以外の計画※		6 件／15 件	3 件／25 件
	➡※具体的な計画の概要 ・アセスメントシート(アセスメントの要約:支援課題・課題の背景と支援の方向性・ストレングス・支援目標) ・カンファレンスシート(短期的な支援目標・課題に添った役割分担・目標・支援内容)		

② 計画の策定に至らない児童以外への対応

- ヤングケアラー支援計画等の策定に至らない児童に対しては、要対協個別ケース検討会議にて、見守り体制を作り、児童へ役割分担を共有し実施している。
- 市内小中の学校巡回訪問で情報共有を行い、必要に応じて支援方策を協議している。

(2)支援実施状況

- 2024 年度にヤングケアラーと判断した児童 25 人のうち、介入・諸手続等の具体的なサポート等を行っているケースは 10 件、具体的サポート等を行っていないが継続的に話を聞いたり見守りを行っているケースは 11 件となっている。

図表 3-10 ヤングケアラーと判断した児童の状況

ヤングケアラーと判断した児童に対する支援内容	2023 年度 実施件数 (R5.4～R6.3)	2024 年度 実施件数 (R6.4～R7.3)
①介入・諸手続等の具体的なサポートやサービスの提供※等を行っているケース数	8 件	10 件
②上記の具体的サポート等を行っていないが、継続的に話を聞いたり、見守りを行っているケース数	7 件	11 件
③その他 ()	0 件	4 件

※自治体が予算化して実施している事業や、民間支援機関による支援など

- ・(家庭への支援)家事支援、レスパイト、介護サービス等
- ・(児童への支援)学習支援、食事提供等

(3)児童・家族の意思確認状況

- ヤングケアラーとして要対協に登録された児童、及びその家族との意思の確認状況等について、児童、家族共に、「あまりできていない(概ね 2～4 割)」となっている。
- 支援対象となる児童と話ができていないかについては、ヤングケアラーと判断した児童 25 人のうち 9 人と話ができている。
- 支援対象となる児童の家族と話ができていないかについては、ヤングケアラーと判断した児童 25 人のうち 10 人の児童家族と話ができている。

図表 3-11 児童・家族の意思確認状況

	モデル事業前 (R4.1～12)	2023 年度 (R5.4～R6.3)	2024 年度 (R6.4～R7.3)
児童と話ができているか		概ねできている (概ね 5～7 割)	あまりできてい ない(概ね 2～4 割)
要対協登録児童数のうち、 話ができている支援対象児童数	13 人／17 人	6 人／15 人	9 人／25 人
家族と話ができているか		概ねできている (概ね 5～7 割)	あまりできてい ない(概ね 2～4 割)
要対協登録児童数のうち、 話ができている支援対象家族数	8 人／17 人	7 人／15 人	10 人／25 人

3-2-5 支援者から寄せられた声や意見等

(1)モデル事業において、ヤングケアラーやその家族、保護者などの支援者から寄せられた声や意見等 ※新居浜市については支援対象者からの声の代わりに、支援者から寄せられた声や意見等を掲載する

- 支援者から寄せられた声や意見等は以下のとおり。

・市内小中学校の巡回訪問で、気になるケースとして共有を重ねてきた児童生徒が、支援につながるケースが増えている。学校の先生方と顔の見える関係になっておくことで連携がとれ、つながりが生まれると感じる。

・ヤングケアラーやその家族、保護者などの支援対象者自体が、子どもがヤングケアラーであるということに気づいていないことも多く、拾い上げることの難しさを感じている。ヤングケアラー以外の困り事(保護者の養育力の低さ・経済面等)も複合しており困り感が少ない家庭が多いため、困っていることや現状を変えないといけなことに「気づいてもらう」こと、そのためにどうしていけばいいか、その方法を模索することが、課題だと感じている。

4【東京都府中市】取り組み状況調査

(人口:260,076人⁷、年少人口:31,728人⁸、面積:29.43km²)

4-1 取り組み概要

4-1-1 モデル事業 実施体制

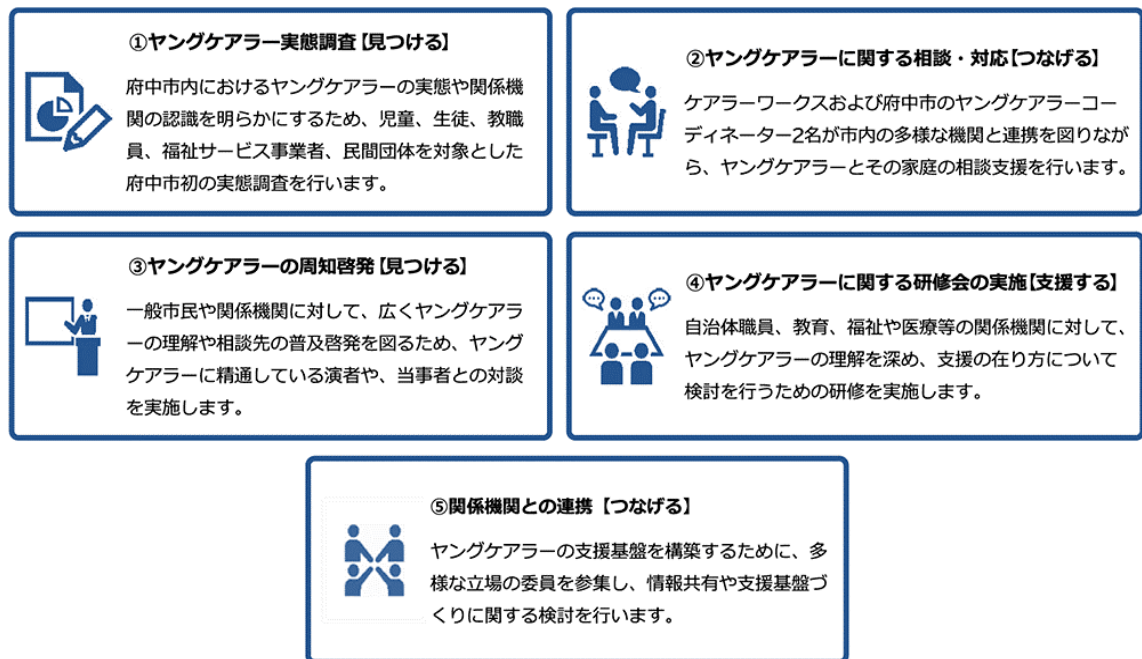
(1)事業概要

事業名:府中市ヤングケアラープロジェクト

支援対象団体名:一般社団法人ケアラーワークス

事業概要:ケアラーワークス、府中市子ども家庭支援課(子育て世代包括支援センター「みらい」)、関係機関等が連携をしながら、ヤングケアラーの発見、相談、支援を実施していく。

図表 4-1 モデル事業概要図



資料:ケアラーワークス提供

⁷ 令和6年1月1日時点。

(<https://catalog.data.metro.tokyo.lg.jp/dataset/t132063d00000000002/resource/da615bd5-c969-407e-9c5b-1fb752a648cd>)

⁸ 令和6年1月1日時点。

(<https://catalog.data.metro.tokyo.lg.jp/dataset/t132063d00000000002/resource/da615bd5-c969-407e-9c5b-1fb752a648cd>)

(2)支援方針(支援対象者の設定・定義)

- 一般社団法人日本ケアラー連盟の定義により、支援するヤングケアラーを「家族にケアを要する人がいる場合に、大人が担うようなケア責任を引き受け、家事や家族の世話、介護、感情面のサポート等を行っている、18歳未満の子どものこと」としている。
- また、18歳を過ぎてもケアが続くことがあるため、年齢にかかわらず、「若者ケアラー」についてもケアラーを支える仕組みが必要であることを、パンフレット等で表明している。

(3)支援体制(図表 4-1 参照)

- 市子育て世代包括支援センターとケアラーワークスを中心となって「府中市ヤングケアラープロジェクト」を推進する。
- ヤングケアラー支援の専門機関であるケアラーワークスが参加することで、専門的知見を得ながら、ヤングケアラーを見つけ、つなぎ、支援する体制を整備する。ケアラーワークスとしても、これまではオンラインでの相談活動(ピアサポート)を中心に活動してきたが、本モデル事業により具体的支援活動に取り組めるようになる。
- ケアラーワークスと市子育て世代包括支援センターにヤングケアラーのための相談窓口を設置し、ヤングケアラーコーディネーターを配置することで、双方で連携しながら対応する体制を構築する。
- ヤングケアラー支援に関する体制整備、サービス創出・拡充を目的に、「府中市ヤングケアラーネットワーク会議」を設置し、委員についてはヤングケアラーに関する学識経験者、市関係課、福祉・教育・民間団体等から選出する。

4-1-2 モデル事業の目的・期待効果(※モデル事業開始時点)

(1)目的・目標

- 家族のケアを担っている児童や若者、ケアを必要としている家族が「話をしてよかった」と安心してもらえるように、当事者の想いに寄り添い、声に耳を傾けていく。
- 多様な立場の人や地域の支援団体がともにスクラムを組み、一丸となって、ケアラーにやさしく、より魅力的で暮らしやすい府中市になることを目指す。
- 市と日本財団で協定を締結・実施する「ヤングケアラーとその家族に対する包括的支援推進自治体モデル事業」の中で、「府中市ヤングケアラープロジェクト」を立ち上げ、市と、ヤングケアラー支援の専門機関である一般社団法人ケアラーワークスが協働して、ヤングケアラー支援を進める。
 - 実態調査：市におけるヤングケアラーの実態や支援関係機関の認識を明らかにするため児童・生徒、教員、福祉や介護のサービス事業者等を対象に実態調査を行う。
 - 相談支援：ケアラーワークス及び市子育て世代包括支援センターのヤングケアラーコーディネーターが、多様な機関と連携を図りながら、ヤングケアラーとその家族の相談支援を行う。
 - 研修会の実施：自治体職員、教育・福祉・医療等の関係機関に対して、ヤングケアラ

一の理解を深め、支援のあり方について検討を行うための研修を実施する。

- 周知啓発：一般市民や関係機関に対して、広くヤングケアラーの理解や、相談先の普及啓発を図るため、SNS 等を使った周知活動や講演会を実施する。
- 関係機関との連携：ヤングケアラーの支援基盤を構築するために、多様な立場の委員を参集し、情報共有や支援基盤づくりに関する検討を行う。

(2)期待効果

- これまでは、ネグレクト等の虐待や養育困難家庭を把握する中で、ヤングケアラーのケースを見つけてきたが、モデル事業では、ヤングケアラーという視点で気づくことを目指す。
- これまでは、ケースを把握した学校や関係機関から市子育て世代包括支援センターへ連絡していたが、モデル事業では、市子育て世代包括支援センターに加えて、ケアラーワークスも相談・連絡先に加えることで、相談体制の充実や連絡ルートの拡充を図る。また、ヤングケアラーに特化した相談窓口や SNS 相談を設置したことで、特にヤングケアラー本人から、気軽に相談が寄せられることを期待する。
- これまでは、要対協で個別ケース検討会議等を実施し、関係機関と情報共有・役割分担したうえでサービスにつなげる等の支援を行ってきたが、モデル事業では、これにケアラーワークスを加えることで、ヤングケアラー支援の専門的知見を得ながら、支援対応を検討・実施していく。

4-2 2024 年度の実施状況調査

2024 年度のモデル事業の活動状況について、下記に整理する。

4-2-1 モデル事業の連携基盤について

- 2024 年度時点で、モデル事業において、ヤングケアラー支援で連携・協力できている庁内部署、また庁外の組織や団体は以下のとおり。

図表 4-2 連携・協力できている組織

庁内部署	府中市子ども家庭部、府中市福祉保健部、府中市市民協働推進部、府中市教育部
各組織・団体名	府中市医師会、府中市歯科医師会、府中市助産師会、東京都多摩府中保健所、東京都立多摩総合医療センター、東京都立小児総合医療センター、東京都多摩児童相談所、社会福祉法人多摩同胞会、府中市社会福祉協議会、府中市教育委員会、府中市立小・中学校、保育所、府中市内私立小・中学校、保育園及び幼稚園、府中市内都立学校、警視庁府中警察署、東京法務局府中支局、府中市子ども家庭部、府中市福祉保健部、府中市市民協働推進部、特定非営利活動促進法に規定する特定非営利活動法人であって市内で子育て支援等を行う者、その他児童福祉に関連する職務に従事する者及び市長が協議会の構成員として必要と認めた者 府中市市民活動センタープラッツ、地域包括支援センター ※ヤングケアラーネットワーク会議の参加機関については図表 4-10 参照。

(参考)2023 年度連携・協力できている組織

庁内部署	府中市子ども家庭部、府中市福祉保健部、府中市市民協働推進部、府中市教育部
各組織・団体名	府中市医師会、府中市歯科医師会、府中市助産師会、東京都多摩府中保健所、東京都立多摩総合医療センター、東京都立小児総合医療センター、東京都多摩児童相談所、社会福祉法人多摩同胞会、府中市社会福祉協議会、府中市教育委員会、府中市立小・中学校、保育所、府中市内私立小・中学校、保育園及び幼稚園、府中市内都立学校、警視庁府中警察署、東京法務局府中支局、府中市子ども家庭部、府中市福祉保健部、府中市市民協働推進部、特定非営利活動促進法に規定する特定非営利活動法人であって市内で子育て支援等を行う者、その他児童福祉に関連する職務に従事する者及び市長が協議会の構成員として必要と認めた者

4-2-2「気づく」に関する活動状況

(1)意識啓発等を目的とした研修会等の実施状況

① 実施内容及び研修効果

- 2024 年度の研修は、行政職員、介護・福祉事業者、教育関係者、地域包括支援センター等へのヤングケアラー支援に関する研修を以下のとおり実施した。計 11 回開催し(うち 1 回はオンデマンド研修)、延べ参加者人数は 395 人であった。

図表 4-3 研修会の実施状況

回	時期	主な対象者	研修内容	研修効果	参加者数
1	R6.7	<u>教育関係者(養護教諭)向け研修</u>	ヤングケアラーに関する基本的な理解と支援についての講座、事例検討(メンタルヘルスの不調のある親をケアする中学生)	グループ内での検討によって、ヤングケアラーに気づく視点や各学校でできることを共通することができた。	37 人
2	R6.10	<u>高校 1 年生向け研修</u>	探求の時間の授業の一環で、府中市のヤングケアラーの現状と生活課題について、ヤングケアラーの一日を表した寸劇	市内で初めて生徒に向けたヤングケアラー講座となった。地元の社会課題について、真剣に学んでいた。	30 人
3	R6.11	<u>教育関係者向け研修</u>	小学校教諭に向けての府中市のヤングケアラーの実態、気づきと対応についての講座	児童の変化に気づき、対応につなげられるように、正しい知識と対応の方法について学ぶ機会となった。	35 人
4	R6.12	<u>一般市民向け研修</u>	絵本を用いて、SDGs の視点を踏まえたヤングケアラーの理解を深める講座、元ヤングケアラーの体験談	グループでの対話も多くあり、自分が感じていることを共有しあい、学びあえる工夫がされた内容であった。	6 人

5	R7.1	<u>保護者向け研修</u>	小学校の保護者に向けて子どもの権利とヤングケアラーについての講座、元ヤングケアラーの体験談	講座のあとの質問からも、保護者の関心は高く寄せられた。	約 60 人
6	R7.2	<u>民生児童委員向け研修</u>	第 2 地区民生委員児童委員協議会の方に向けて、ヤングケアラーの概念や府中市のヤングケアラーの実態、気づきとそのあとの対応についての講座	ヤングケアラーの理解を深める機会となった。質問も多数上がり、関心が高く、意見交換の場となった。	35 人
7	R7.3	<u>教育関係者向け研修</u>	小学校教諭に向けての府中市のヤングケアラーの実態、気づきと対応についての講座	児童の変化に気づき、対応につなげられるように、正しい知識と対応の方法について学ぶ機会となった。	35 人
8	R7.3	<u>小学 5 年生向け研修</u>	ヤングケアラーの概念や実態について、困ったときに頼れる人について、ヤングケアラーの一日を表した寸劇、元ヤングケアラーの体験談	福祉を学び始めた児童にとって、ヤングケアラーについて知り、SOS を出してもいいということを考えることができた。	74 人
9	R6.10～ R7.1	<u>行政職員向け研修</u> <u>介護・福祉事業者向け研修</u> <u>教育関係者向け研修</u> <u>地域包括支援センター等向け研修</u>	オンデマンド基礎講座 6 つの短い動画を作成した。ヤングケアラーの理解と支援について、実態について、当事者の体験談(2 名)、支援者の実践経験について	基礎的な理解を促進すること、また、受講者の好きなタイミングで視聴することができた。	58 人

10	R6.11	行政職員向け 研修 介護・福祉事業 者向け研修 教育関係者向 け研修 地域包括支援 センター等向け 研修	対面講座 家族まるごと支援の 必要性のある事例に ついて検討を行っ た。	多様な立場の支 援者と事例をもと に、ヤングケアラー の支援の考え方や 方法について検討 をすることができ た。	13 人
11	R7.2	行政職員向け 研修 介護・福祉事業 者向け研修 教育関係者向 け研修 地域包括支援 センター等向け 研修	対面講座 家族まるごと支援の 必要性のある事例に ついて検討を行っ た。	多様な立場の支 援者と事例をもと に、ヤングケアラー の支援の考え方や 方法について検討 をすることができ た。	12 人

(参考)2023 年度(初年度)研修会の実施状況

回	時期	主な対象者	研修内容	研修効果	参加者数
1	R5.12	行政職員向け 研修	ヤングケアラーに関 する基礎的な情報、 府中市の実態、当事 者の語り、行政として の対応について	基本的な理解をす ることができる、ヤ ングケアラーにつ いての現状を知る ことができた	52 人
2	R5.12	行政職員向け 研修 介護・福祉事業 者向け研修 教育関係者向 け研修 地域包括センタ ー等向け研修	オンデマンド動画を 配信(12 月 1 日～1 月 24 日)し、ヤング ケアラーに関する基 礎的な情報、府中市 の実態、当事者の語 りを収録	基本的な理解をす ることができ、業 務に関連づけて対 応ができる	79 人

3	R6.2	行政職員向け 研修 介護・福祉事業 者向け研修 教育関係者向 け研修 地域包括センタ ー等向け研修	当事者の語りを聴いた後、グループでの事例検討を行った	当事者の心情の理解、対応方法や多機関の連携について理解を深めることができた	25 人
---	------	--	----------------------------	---------------------------------------	------

(2)相談窓口の設置・運営状況

- 相談窓口は、3 名(常勤 1 名、非常勤 2 名、その他 1 名)のヤングケアラーコーディネーターとピアサポートスタッフで運営。
- 2024 年度に寄せられた相談件数は 14 件で、いずれもヤングケアラー関連の相談であった。うち、対象者が 18 歳未満の相談は 8 件であった。
- ヤングケアラー関連の相談窓口について、電話相談は 11 件、SNS 相談 3 件であり、対象者が 18 歳未満の相談は電話相談が 5 件、SNS 相談は 3 件であった。
- ヤングケアラー関連の相談ルートは、14 件のうち、地域の施設・地域関係者等から 5 件、本人から 4 件、学校・SSW から 3 件、福祉関係機関、保健医療関係機関から 1 件、家族・親族、児童福祉関係機関から 0 件となっている。うち、対象者が 18 歳未満の場合は、地域の施設・地域関係者等から 4 件、学校・SSW から 3 件、本人から 1 件、福祉関係機関、保健医療関係機関、家族・親族、児童福祉関係機関から 0 件となっている。

図表 4-4 相談窓口の運営体制(ケアラーワークス)

相談員の種別	人数	相談員の職種	保有資格
常勤の相談員	1 人	ヤングケアラーコーディネーター	社会福祉士・介護福祉士
非常勤の相談員	2 人	ヤングケアラーコーディネーター	社会福祉士
その他	1 人	ピアサポートスタッフ	保育士

(参考)2023 年度相談窓口の運営体制(ケアラーワークス)

相談員の種別	人数	相談員の職種	保有資格
常勤の相談員	1 人	ヤングケアラーコーディネーター	社会福祉士・介護福祉士
非常勤の相談員	1 人	ヤングケアラーコーディネーター	社会福祉士

図表 4-5 相談窓口への相談件数

	2023 年度 (R5.4～R6.3)	2024 年度 (R6.4～R7.3)
相談窓口への相談件数	9 件	14 件
うち、ヤングケアラー関連の相談(※)	7 件(5 件)	14 件(8 件)

※18 歳～39 歳の若者を含む相談件数、括弧内は対象者が 18 歳未満の件数。図表 4-6 も同様。

図表 4-6 ヤングケアラー関連の相談窓口、相談ルートごとの内訳

	内訳	2023 年度 (R5.4～R6.3)	2024 年度 (R6.4～R7.3)
窓口の種類	電話	4 件(2 件)	11 件(5 件)
	SNS	1 件(1 件)	3 件(3 件)
	対面	0 件(0 件)	0 件(0 件)
	その他(具体的に) (要対協ケースのため、市子育て世代包括支援センターからの依頼)	2 件(2 件)	0 件(0 件)
相談ルート	本人	1 件(1 件)	4 件(1 件)
	家族・親族	1 件(0 件)	0 件(0 件)
	児童福祉関係機関	2 件(2 件)	0 件(0 件)
	福祉関係機関(生活福祉・障害福祉・高齢者福祉)	0 件(0 件)	1 件(0 件)
	保健医療関係機関	1 件(0 件)	1 件(0 件)
	地域の施設・地域関係者等	1 件(1 件)	5 件(4 件)
	その他(具体的に) (学校・SSW から)	1 件(1 件)	3 件(3 件)

※(2)相談窓口の設置・運営状況 および図表 4-5、4-6 について

(一社)ケアラーワークスと府中市子育て世代包括支援センター「みらい」は、両機関の窓口情報を併記し、連携して支援を行っているため、両機関に寄せられた相談件数を掲載。

(3)市民や子どもにおけるヤングケアラーの認知度や周知状況等

① 市民に周知するために実施した取り組み

・2025 年 1 月 11 日に啓発イベントを開催し、気軽に話せるカフェや寸劇を通じて学べるワークショップ、有識者や実践者を招いてヤングケアラーの支援に関するシンポジウムを実施した。また、啓発イベントを実施するにあたって、駅前のエキシビションにて、ヤングケアラーを知っていますか?と呼びかけるコマーシャル動画を流した。また、市民が多く集まる公共施設において、ヤングケアラーに関するパネル展を展示した。

- ・図書館において、1 か月間のヤングケアラー特集展示を行った。
- ・地域のまつり(福祉まつり、協働まつり、商工まつり)にて、ヤングケアラーのポスター掲示、ヤングケアラーの相談窓口に関するパンフレットを配布。

(参考)2023 年度(前年度)市民に周知するために実施した取り組み

- ・ヤングケアラー啓発イベント(2024 年 3 月実施)
- ・地域の祭りでヤングケアラーに関するポスターを掲示(福祉まつり、協働まつり、商工まつり)
- ・学校や関係機関にヤングケアラーに関するポスター掲示依頼

② 認知度の状況

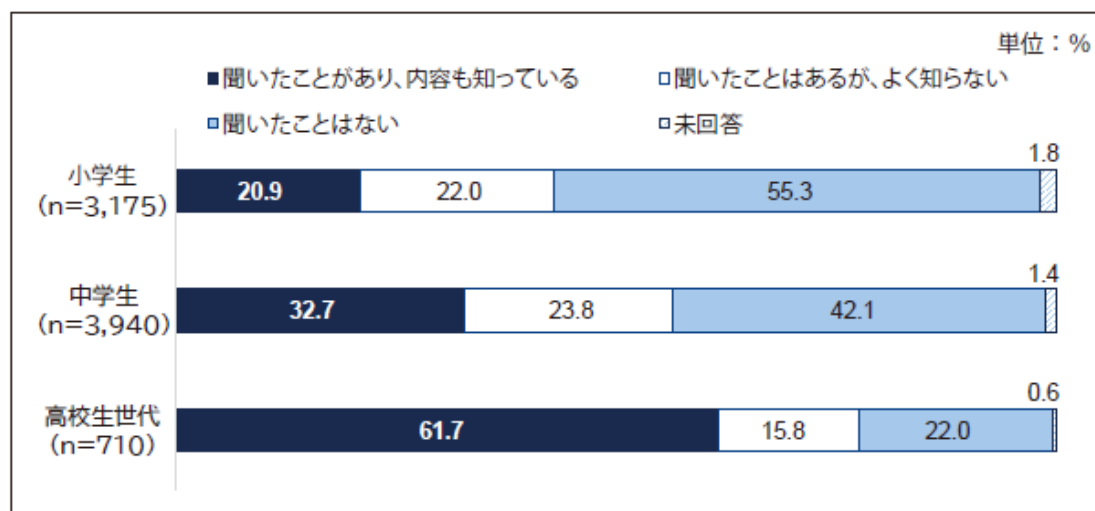
- 市民全体の認知度は把握していない。

(参考)2023 年度認知度の状況

【ヤングケアラーという言葉と内容に対する認知状況(問 30)】

- 「聞いたことはない」が小学生(55.3%)・中学生(42.1%)では最多となっているが、高校生世代では「聞いたことがあり、内容も知っている」が最多(61.7%)となっている。
- 小学生では続いて「聞いたことはあるが、よく知らない」(22.0%)「聞いたことがあり、内容も知っている」(20.9%)の順となっているが、中学生では逆の順番となっている。
- 学年が上であるほどヤングケアラーという言葉と内容に対し認知している児童・生徒の割合が高いことが考えられる。

図表 4-7 ヤングケアラーという言葉と内容に対する認知状況(問 30)

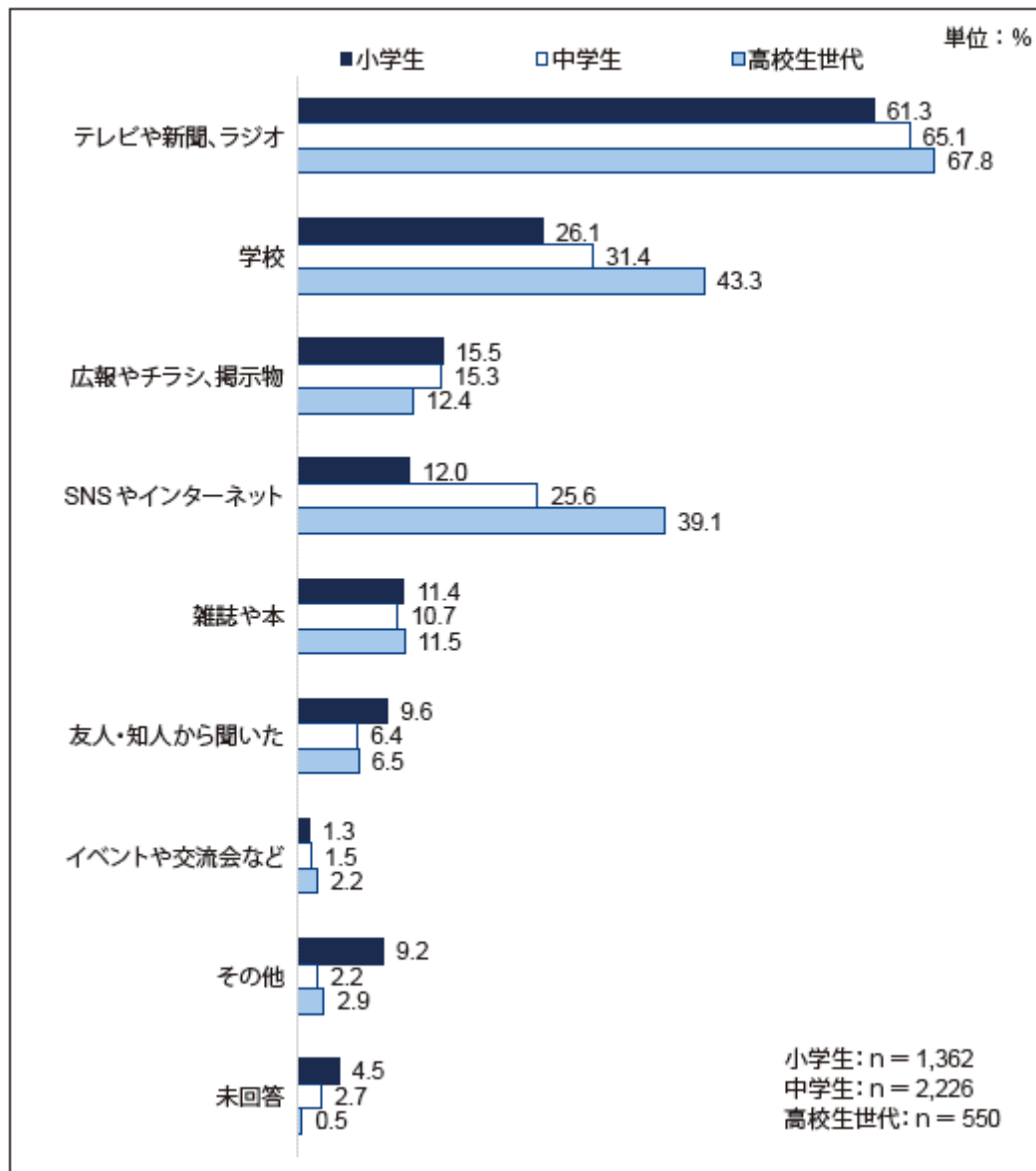


資料：一般社団法人ケアラーワークス・府中市「府中市ヤングケアラー実態調査」

【ヤングケアラーという言葉を知ったきっかけ(認知経路)(問 31)】

- 小学生(61.3%)・中学生(65.1%)・高校生世代(67.8%)すべてで「テレビや新聞、ラジオ」、続いて小学生(26.1%)・中学生(31.4%)・高校生世代(43.3%)すべてで「学校」となっている。
- 小学生では 3 番目に「広報やチラシ、掲示物」(15.5%)だが、中学生(25.6%)と高校生世代(39.1%)では「SNS やインターネット」である。

図表 4-8 ヤングケアラーという言葉を知ったきっかけ(認知経路)(問 31)



資料：一般社団法人ケアラーワークス・府中市「府中市ヤングケアラー実態調査」

4-2-3「つなげる」に関する活動状況

(1)自治体に寄せられる報告の状況

- 2024 年度に、市子育て世代包括支援センターに報告された児童数は 1,483 人で、そのうちヤングケアラーと思われる児童(ヤングケアラーと判断された児童及び要体協に登録した児童)は 16 人(モデル事業経由は 0 人)であった。

図表 4-9 自治体に報告された児童数

	モデル事業前 (R4.1～R4.12)	2023 年度 (R5.4～R6.3) ()内はモデル 事業経由	2024 年度 (R6.4～R7.3) ()内はモデル 事業経由
自治体に報告された児童 数 ※	1,646 人	1,668 人	1,483 人
うち、ヤングケアラーと 思われる児童数(疑い 含む)	21 人	24 人(2 人)	16 人(0 人)
うち、ヤングケアラー と判断された児童数	21 人	24 人(2 人)	16 人(0 人)
うち、要対協に登 録した児童数	21 人	24 人(2 人)	16 人(0 人)

※ヤングケアラー以外も含む。モデル事業前は「自治体に報告された児童数(気になる児童数)」

(2)ヤングケアラー支援における関係機関との情報共有状況

- ① ヤングケアラーと判断された児童それぞれの支援に向けた会議(個別ケース検討会議等)の参加者
- ヤングケアラーと判断された児童それぞれの支援に向けた会議(個別ケース検討会議等)に参加し、情報共有する組織・団体名は以下のとおり。

公立小学校、地域包括支援センター、計画相談事業所、市福祉保健部高齢者支援課

(参考)2023 年度個別ケース検討会議に参加し、情報共有する組織・団体名

公立小学校、公立中学校、教育センター(SSW)、地域包括支援センター、児童相談所、病院、府中市福祉保健部(生活福祉課・障害者福祉課)
--

(参考)(モデル事業前) 要対協参加機関

市医師会、市歯科医師会、市助産師会、都多摩府中保健所、都立多摩総合医療センター、都立小児総合医療センター、都多摩児童相談所、社会福祉法人多摩同胞会、市社会福祉協議会、市教育委員会、市立小学校、中学校、保育所、市内都立学校、警視庁府中警察署、東京法務局府中支局、市子ども家庭部、市福祉保健部、市市民協働推進部、特定非営利活動法人で市内で子育て支援等を行う者、市長が認めた者

- ② 個別ケース検討会議以外で、ヤングケアラー支援に関する固有の会議体
- 個別ケース検討会議以外で、ヤングケアラー支援に関する固有の会議体「府中市ヤングケアラーネットワーク会議」を持つ。また、2024年度は、ネットワーク会議内に「府中市ヤングケアラーサポートブック作成委員会」を設置した。それぞれの概要は以下のとおり。

図表 4-10 固有の会議体の概要

会議体名	府中市ヤングケアラーネットワーク会議
位置づけ	○ネットワーク会議は、議長及び委員をもって組織する。 ・議長は、委員の互選とする。 ・委員は、ヤングケアラーに関しての学識経験者、市町村のほか、福祉、教育、民間団体等から府中市子ども家庭支援部子ども家庭支援課と一般社団法人ケアラーワークスが協議し、選任する。 ○ネットワーク会議は、議長が招集し、これを主宰する。ただし、議長不在のときは、一般社団法人ケアラーワークスが招集する。 ○ネットワーク会議は、必要に応じて協議内容に特化した委員会を設置することができる。 ・2024年度は、府中市ヤングケアラーサポートブック作成委員会を設置する。 ○ネットワーク会議の庶務は、一般社団法人ケアラーワークスが行う。
目的	・子ども・若者支援に係る各機関・専門職および民間の実践者を参集し、府中市における今後のヤングケアラー・若者ケアラー支援の課題および可能性についてメゾレベルで協議・連携を行う ・2024年度発行予定の「府中市ヤングケアラーサポートブック」作成委員会における協議内容について共有し、検討する
主な協議事項	1 ヤングケアラーの支援に関する地域における支援体制整備について 2 ヤングケアラーの支援に資する公的サービス以外の生活支援サービスの創出・拡充及びその提供体制づくりについて 3 その他、ヤングケアラー支援について必要な事項
年間開催回数	4回(2024年度)
主な参加者	学識経験者、ヤングケアラー経験者・若者ケアラー、子どもの居場所等実践団体、ケアラー支援団体、民生委員・児童委員、医療関係機関、社会福祉協議会、多文化共生・外国ルーツ住民サポート団体、府中市(事務局:府中市子ども家庭支援課、一般社団法人ケアラーワークス)

会議体名	府中市ヤングケアラーサポートブック作成委員会
位置づけ	協議内容に特化した委員会として、府中市ヤングケアラーネットワーク会議内に設置
目的	・府中市の現状と支援を展開するために必要な情報や方法・フロー等について協議をする ・府中市におけるヤングケアラー支援を言語化・視覚化し、支援の考え方や方法について共通の認識や情報を得られる情報ツールとして、サポートブックを作成する
主な協議事項	・府中市ヤングケアラーサポートブックの掲載内容について ・子ども向けリーフレットについて ・府中市ヤングケアラーサポートブックの配布・周知方法について
年間開催回数	3回(2024年度)
主な参加者	子どもの居場所等実践団体、ケアラー支援団体、社会福祉協議会、多文化共生・外国ルーツ住民サポート団体、府中市(子ども家庭支援課、教育委員会、介護保険課、障害者福祉課) (事務局:府中市子ども家庭支援課、一般社団法人ケアラーワークス)

(3) 要対協に登録した児童数について、ヤングケアラーの分類別の人数

- ヤングケアラーの分類内訳としては、「家族に代わり、幼いきょうだいの世話をしている」「目を離せない家族の見守りや声かけなどの気づかいをしている」が多くなっている。

図表 4-11 ヤングケアラー分類別、ヤングケアラーと判断した／要対協に登録した児童数

		ヤングケアラーと 判断した児童数	要対協に 登録した児童数
	障がいや病気のある家族に代わり、買い物・料理・掃除・洗濯などの家事をしている	1 人	1 人
	家族に代わり、幼いきょうだいの世話をしている	6 人	6 人
	障がいや病気のあるきょうだいの世話や見守りをしている	1 人	1 人
	目を離せない家族の見守りや声かけなどの気づかいをしている	5 人	5 人
	日本語が第一言語でない家族や障がいのある家族のために通訳をしている	1 人	1 人
	家計を支えるために労働をして、障がいや病気のある家族を助けている	2 人	2 人
	アルコール・薬物・ギャンブル問題を抱える家族に対応している	0 人	0 人
	がん・難病・精神疾患など慢性的な病気の家族の看病をしている	0 人	0 人
	障がいや病気のある家族の身の回りの世話をしている	0 人	0 人
	障がいや病気のある家族の入浴やトイレの介助をしている	0 人	0 人
	その他 (養育能力の低い家族に代わり、家事をしている)	0 人	0 人
	不明/分類不可	0 人	0 人

※資料:こども家庭庁 関連ウェブページ(<https://www.cfa.go.jp/policies/young-carer>)

(参考)

2023 年度ヤングケアラー分類別、ヤングケアラーと判断した／要対協に登録した児童数

		ヤングケアラーと 判断した児童数	要対協に 登録した児童数
	障がいや病気のある家族に代わり、買い物・料理・掃除・洗濯などの家事をしている	8 人	8 人
	家族に代わり、幼いきょうだいの世話をしている	6 人	6 人
	障がいや病気のあるきょうだいの世話や見守りをしている	2 人	2 人
	目を離せない家族の見守りや声かけなどの気づかいをしている	2 人	2 人
	日本語が第一言語でない家族や障がいのある家族のために通訳をしている	2 人	2 人
	家計を支えるために労働をして、障がいや病気のある家族を助けている	1 人	1 人
	アルコール・薬物・ギャンブル問題を抱える家族に対応している	0 人	0 人
	がん・難病・精神疾患など慢性的な病気の家族の看病をしている	1 人	1 人
	障がいや病気のある家族の身の回りの世話をしている	1 人	1 人
	障がいや病気のある家族の入浴やトイレの介助をしている	0 人	0 人
	その他 (養育能力の低い家族に代わり、家事をしている)	1 人	1 人
	不明/分類不可	0 人	0 人

※資料:こども家庭庁 関連ウェブページ(<https://www.cfa.go.jp/policies/young-carer>)

4-2-4「支援する」に関する活動状況

(1) 支援計画等の作成状況

① ヤングケアラー児童に関する計画の作成状況

- 2024 年度において、ヤングケアラー児童に関する支援計画を作成した件数は 9 件／16 件となっている。

図表 4-12 ヤングケアラー児童に関する計画の作成件数

ヤングケアラー児童に関する計画	モデル事業前 (R4.1～R4.12)	2023 年度作成件数 (R5.4～R6.3)	2024 年度作成件数 (R6.4～R7.3)
支援計画	5 件／21 件	6 件／24 件	9 件／16 件
サポートプラン		0 件	0 件
支援計画やサポートプラン以外の計画		0 件	0 件

② 計画の策定に至らない児童以外への対応

- 受理時及び 3 か月後に支援方針を会議で見直し、進行管理している。

(2) 支援実施状況

- 2024 年度にヤングケアラーと判断した児童 16 人のうち、介入・諸手続等の具体的なサポート等を行っているケースは 4 件、具体的サポート等を行っていないが継続的に話を聞いたり見守りを行っているケースは 12 件となっている。

図表 4-13 ヤングケアラーと判断した児童の状況

ヤングケアラーと判断した児童に対する支援内容	2023 年度 実施件数 (R5.4～R6.3)	2024 年度 実施件数 (R6.4～R7.3)
①介入・諸手続等の具体的なサポートやサービスの提供※等を行っているケース数	7 件	4 件
②上記の具体的なサポート等を行っていないが、継続的に話を聞いたり、見守りを行っているケース数	17 件	12 件
③その他 ()	0 件	0 件

※自治体が予算化して実施している事業や、民間支援機関による支援など

- ・(家庭への支援)家事支援、レスパイト、介護サービス等
- ・(児童への支援)学習支援、食事提供等

(3) 児童・家族の意思確認状況

- ヤングケアラーとして要対協に登録された児童、及びその家族との意思の確認状況等について、児童、家族共に、「多くのケースでできている(概ね 8 割以上)」となっている。
- 支援対象となる児童と話ができているかについては、ヤングケアラーと判断した児童 16 人全員と話ができている。
- 支援対象となる児童の家族と話ができているかについても、ヤングケアラーと判断した児童 16 人のうち 15 人の児童家族と話ができている。

図表 4-14 児童・家族の意思確認状況

	モデル事業前 (R4.1～12)	2023 年度 (R5.4～R6.3)	2024 年度 (R6.4～R7.3)
児童と話ができているか		多くのケースで できている(概 ね 8 割以上)	多くのケースで できている(概 ね 8 割以上)
要対協登録児童数のうち、 話ができている支援対象 児童数	2 人／4 人	19 人／24 人	16 人／16 人
家族と話ができているか		多くのケースで できている(概 ね 8 割以上)	多くのケースで できている(概 ね 8 割以上)
要対協登録児童数のうち、 話ができている支援対象 家族数	1 人／4 人	19 人／24 人	15 人／16 人

(4) 居場所の設置・運営状況

- 2024 年度末時点での、ヤングケアラー等を対象とした居場所(オンライン含む)の設置はない。

4-2-5 支援対象者から寄せられた声や意見等

(1) モデル事業において、ヤングケアラーやその家族、保護者などの支援対象者から寄せられた声や意見等

- 支援対象者から寄せられた声や意見等は以下のとおり。

ヤングケアラーより相談の中で

- ・「事務所にくると皆さんによくしてもらって居心地がいい」「ずっといたい」
- ・「話を聞いてもらえて嬉しい」
- ・「家族のことも一緒に考えてくれて嬉しい」
- ・「親にも会ってもらえますか。親の状況についても知ってほしいです」

5 まとめ

5-1-1 2024 年度(2 年目)の成果

本モデル事業の 2 年目として 2024 年度において、各自治体は「気づく」「つなげる」「支援する」の 3 つの活動を軸に、地域においてヤングケアラーと家族を支える支援体制の強化に取り組んだ。

まず、「気づく」活動では、関係機関や市民等を対象にしたヤングケアラー支援に関する研修実施の増加(大村市・府中市)、新居浜市でも多数の研修が実施され、学校をはじめとした関係機関からの相談件数が増えた。加えて、中学生向けのセルフチェックができるチラシの配布(大村市)、市民を対象にしたヤングケアラーに関する啓発イベントを実施し(府中市)、周知啓発に積極的に取り組んだ。また、school が長崎県の相談窓口の支援業務を受託(大村市)するなど、ヤングケアラー支援における県との関係強化も進んだ。その他、school では、自主的な取り組みとして、「まつなぎやラジオ」として、podcast(インターネットラジオ)において、ヤングケアラーに関する周知啓発や情報発信も行っている。また、子どもたちにとって「まつなぎや」がどのような役割を果たしているかを質的に明らかにすることを目的に、利用児童を対象にアンケート調査を実施した(大村市)。

次に、「つなげる」活動では、要対協の活用(3 市共通)やネットワーク会議の設置(府中市)に加え、ヤングケアラー支援に関するケース会議への参加者拡大(新居浜市)や、ヤングケアラー支援を展開するにあたり必要な情報ツールとしてサポートブックが作成され(府中市)、関係機関との関係強化や、円滑な支援のつなぎに向けた基盤整備が進んだ。

「支援する」活動では、個別支援計画の作成や計画策定に至らない場合の児童への対応の拡充や、児童・保護者の意思確認の拡充が図られた。

2024 年度においては、各自治体それぞれの取り組みに加え、3 市合同で有識者を交えた事例検討会を開催し、具体的なケース支援について有識者から助言・提案をいただき、支援のあり方を考え直す機会となった。さらに、公開オンラインミーティングにおいて、国の方針や先進自治体(滋賀県、葛城市)の実践報告を受け、各自治体において今後の参考になる知見を得ることができたとともに、各市の民間団体が登壇し、全国に各自治体の取り組みを発信できた。

5-1-2 自治体におけるヤングケアラー支援に関する課題及び有識者からの意見

(1) 自治体におけるヤングケアラー支援に関する課題

3 市に共通する課題として、こども家庭センター、子ども・若者支援協議会等との連携によるヤングケアラー支援体制の強化(サポートプランや支援計画に基づく支援の実施等)、ヤングケアラー支援に関する SV 機能の強化など行政内部の体制強化の観点が挙げられる。加えて、既存の民間団体に加え、ヤングケアラー支援に関わる関係機関等を増やし、居場所や支援メニューを充実させることで、子ども自身が自分の意向に沿った支援を選べるようにす

るなど、関係機関や地域等とのさらなる連携による支援体制の拡充の観点が挙げられる。

個別の課題としては、18歳以上の若者ケアラー支援(大村市)、つなぐシートの活用のさらなる周知及び助成事業終了後の予算獲得に向けたSSWの重要性の理解促進、及びSSWにつないだ後の支援へのつなぎ(新居浜市)、また、学校との連携強化(府中市)などが挙げられた。

(2)事例検討会で自治体より挙げられた課題に対する有識者からの意見

事例検討会では、課題として、困り感がない保護者や支援に抵抗感のある保護者への介入の仕方やコミュニケーションの取り方、学校と福祉部門など関係者間での視点の共有などが挙げられた。こうした課題に対して、有識者より以下の意見があった。

① 要対協の役割と主体的な対応の必要性

保護者への介入が難しいとあるが、要対協による働きかけや交渉は不可欠である。各機関の立場による制約はあるものの、子どもの最善の利益の視点に立ち戻り、現状維持でよいのかを常に問い直し、必要に応じて対応範囲を広げて主体的に動くことが求められる。関係機関との連携においては、「連携」という言葉だけでなく、具体的な連携内容を明確にすることが重要である。

② 関わり方の検証と継続的なアプローチ

対象者に拒否された場合でも働きかけを継続し、支援のチャネルを閉ざしてはならない。「会えなかった」「ダメだった」で終わらず、原因を検証し、他の方法で再度アプローチすることが必要である。支援者が信頼できる存在であることを伝えること、それを積み重ねていくことが重要である。

③ 子どもの権利の視点に基づくアセスメント

食事や睡眠の確保の点、医療的なケアの要否、学習機会の保障など、子どもが本来持つ権利が侵害されていないかという視点から、子どもの状況を丁寧にアセスメントすることが必要である。

④ 情報把握とチェック体制の強化

保育所等や学校の連絡帳など含め、多様な手段で子どもの情報を把握すること、そして、行政や支援者がチェックリスト等を活用して確認事項を平準化し、声かけを意識的に行う体制が必要である。

5-1-3 その他:公開オンラインミーティングで挙げられた論点等

公開オンラインミーティングでは、3自治体からの実践報告に加え、こども家庭庁による行政説明、本モデル事業アドバイザーによるミニ講義、先進自治体(滋賀県、葛城市)による実践報告、ならびにディスカッションを実施した。本ミーティングにおいては、以下のような論点やポイントが挙げられた。

(1)子ども・若者育成支援推進法(令和6年6月施行)におけるヤングケアラー支援の強化に係る法改正のポイント

- ① ヤングケアラーの定義
- ② 支援対象の年齢(状況等に応じ40歳未満までの者が対象とされ、年齢に応じた切れ目のない支援を行うこと)
- ③ 都道府県と市区町村の役割分担の明確化

(2)実務的視座としての3つの論点

- ① 要保護児童対策地域協議会の法的位置付けについて、関係機関間で共通理解ができてきているか
- ② 要保護児童対策地域協議会における名簿登録対象(管理の開始および終結)の基準、守秘義務および個人情報の取り扱いについて
- ③ ヤングケアラーの定義や支援のカバー領域と虐待・ネグレクト事例との重なりおよび相違、ならびにこれらを同一の組織で対応していく体制の是非

(3)その他の論点

要保護児童対策地域協議会と子ども・若者支援地域協議会との連携の重要性、ならびに県と市町村間の連携強化の必要性についても指摘された。

5-1-4 次年度に向けた改善策と取り組み方針

2024年度には、事例検討会を通じて、行政等による支援に対してためらいのある家庭にどのように寄り添うかといった、支援上の共通課題についての認識共有が行われた。2025年度は、支援における関わりの工夫や課題の深掘りを進めるため、子どもや保護者との関係構築における具体的な工夫等について、実践的な知見を共有する場の設定を検討する予定である。